

独立行政法人種苗管理センターの  
平成23年度に係る業務の実績に  
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会

# 業務実績の総合評価

総合評価：A

## 1 評価に至った理由

### （1）評価の手法

予め定めた評価の基準に従い、種苗管理センター（以下、「センター」という。）が提出した自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取及び現地調査（沖縄農場）によった。

### （2）評価実施の過程

評価の決定に当たっては、中期計画の最小項目を単位とした5段階（S、A、B、C、D）の評価を行い、これら評価結果を積み上げて中項目、さらには大項目を評価した。

その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、次のとおりとなった。

- ①小項目（113項目） S評価 2項目、A評価 103項目、B評価 3項目、C評価 1項目、評価対象外 4項目
- ②中項目（15項目） A評価 15項目
- ③大項目（8項目） A評価 6項目、評価対象外 2項目

### （3）総合評価結果

平成23年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成22年5月31日 政策評価・独立行政法人評価委員会（以下、「政独委」という。））」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について（平成24年5月21日 政独委）」並びに「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成23年12月9日 政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している（A評価）ものと判断した。

## 2 業務運営に対する主な意見等

### 〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕について

全体として計画どおり順調に実施されている。

- ① 理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことより、的確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。
- ② ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行については、器内増殖技術を用いた原原種生産状況の的確な把握に努め、原採種体系における需給バランスを乱さないよう努められたい。
- ③ 一般管理費及び業務費の効率化について、それぞれ目標の3%、1%を大幅に上回る22.5%、8.7%の削減を達成したことは高く評価できる（S評価）。

### 〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕について

全体として計画どおり順調に実施されている。

- ① 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を18種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となったことは高く評価できる（S評価）。なお、対象植物の拡大に伴い職員の負担が過大とならないよう留意されたい。
- ② 東アジア品種保護フォーラムの推進に向けた支援については、権利保護のためさらなる交流や相互理解の推進が重要である。
- ③ I S T A、U P O V等が開催する国際会議への出席にあたっては、派遣する職員を特定し専門性を高めることで交渉等の優位性を確保することが重要である。
- ④ 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、種苗について輸出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められる動きがあったことを受け、事故の起こった日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明書を発行している。このことはセンターのミッションである優良な種苗の流通の確保に資するものであり、評価できる。
- ⑤ ばれいしょ原原種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されていることから、農場の周辺環境の浄化等により、一層の品質の向上に努められたい。
- ⑥ ジベレリン処理による実需者ニーズに対応した小粒種いもの生産については、その導入にあたり、次世代のばれいしょへ与える影響等について十分に調査されたい。
- ⑦ さとうきび原原種について、度重なる台風の襲来等により供給量が生産計画数量に対し大幅に下回ったことについては23年産さとうきびの収量が沖縄県を含めて統計を取り始めた昭和49年産以降で最も低い水準となる中で、原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等の対策を講じた結果であり、不適切な運営によるものではない。
- ⑧ D N A品種識別技術の開発等については、引き続き研究独法等他機関との連携強化に努められたい。
- ⑨ 國際的な品種流通の活性化に対応した品種伝染性病害検査技術等については、病害が多様化している現状を踏まえ、引き続き研究独法等他機関と連携し情報収集及び手法の導入に努められたい。

### 〔3 予算、収支計画及び資金計画〕について

運営費交付金は効率的に使われている。予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画を作成している。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整したうえで配分する方式により、選択と集中が可能となっている。

### 〔4 短期借入金の借入に至った理由等〕について

平成23年度は、短期借入金の実績がなかったため、評価を行わなかった。

### 〔5 不要財産の処分等に関する計画〕について

八岳農場におけるばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の施設の処分については、経済合理性の観点からその処分方法について検討が進められている。

### 〔6 重要な財産の譲渡等の計画〕について

金谷農場牧之原分室跡地については、地目は宅地と畠であるが、当該跡地は幹線道路に面しておらず、かつ、近隣の土地が茶園であることから、一般競争入札では畠並みの評価価格となる。経済合理的な価格での売却のためには幹線道路との間の静岡財務事務所が所有する土地との一的な売却を待つ必要があり、平成23年度においては売却には至っていないものの、当該事務所との連携を図っていた。

### 〔7 剰余金の用途〕について

平成23年度は、剰余金の用途の実績がなかったため、評価を行わなかった。

### 〔8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項〕について

計画的な施設整備により、業務の適切かつ効率的な実施が図られている。

- 〔9〕その他センター業務に関する指摘事項について  
「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」に基づく評価
- ① 政府方針等について
- ア 基本方針において措置を講ずべきとされた事項については、種苗の依頼検査手数料の見直しを行うとともに、原原種配布価格の引上げを進める等適切に実施されている。
- イ 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性において措置を講ずべきとされた事項については、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向けた需要情報の収集や関係機関との協議を行う等着実に実施されている。
- ウ 公益法人等に対する会費の支出については、業務遂行上必要な経費以外は支出されていない。
- ② 保有資産の管理・運用について
- ア 実物資産について、毎年度、土地・建物等資産利用度、将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について分析を行うとともに、監事による監査、評価委員会による事後評価を受けており、過大なものとはなっていない。
- イ 知的財産等については、「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、特許の移転推進のために農林水産大臣認定TLPOである(社)農林水産・食品産業技術振興協会に再実施許諾権を付与し、企業への技術移転の推進を行っている。なお、当該特許権については法人において職務発明審査会を開催し、種苗会社における利用の可能性を検討する等保有の必要性についての検討が適切に行われている。
- ③ 人件費管理について
- ア 役員給与については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表している。
- イ 人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給し、総人件費削減に取り組んでいる。平成23年度においては、平成17年度と比較して人事院勧告による改定分(△0.23%)を含めると6.0%の削減であり、適正に取り組んでいると考えられるが、今後とも効率的な業務運営に努める必要がある。
- ウ 法定外福利厚生費については、健康診断費、永年勤続表彰記念品、弔事用生花等の慶弔関係費用等に支出されているが、互助組織費用やレクレーション費用等は支出されておらず、国の取扱いに準じており、適正と認められる。
- ④ 契約について
- ア 契約に係る規程類  
「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約の点検・見直しを行い、その結果を公表している。
- イ 契約事務手続に係る審査体制  
種苗管理センター契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを行うとともに、一般競争入札の競争性の確保についても点検・見直しがなされている。
- ウ 随意契約見直し計画  
随意契約見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等によっている。  
なお、平成20年度に締結された競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続き競争性のない随意契約となっているものは7件、17百万円となり、随意契約見直し計画を達成している。  
また、一者応札等の改善に向け、業者に入札情報を提供するRSS方式を導入する等の改善を図っている。
- ⑤ 内部統制の充実・強化について
- ア 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組  
・重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底  
理事長は、本所と農場との毎月の全体会議等により業務実施状況の点検・評価を行うとともに、コンプライアンス委員会を始め理事長のマネジメントを補佐する各種会議のモニタリング機能により重要な情報等について適時把握し、的確な采配を行っている。  
また、中期計画前文にセンターのミッションを掲げるとともに、職員専用ホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに理事長と職員との意見交換を通してミッション等の周知徹底を図っている。  
・ミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応  
リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置しており、同規程に基づき各農場等ごとに組織目標達成に向けて想定されるリスクの洗い出しを行い、同委員会に報告し、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価することとしている。
- イ 監事の監査結果を踏まえた取組  
監事の監査で把握された改善点等については、役員会等において報告されるとともに、被検査部門の長へ通知され、業務の適正化が図られている。主なものとして、沖縄農場における台風襲来時の対応をマニュアル化することについて、平成23年度の監事監査において言及があったことから、過去の文書等を整理してマニュアル化が検討されている。
- ⑥ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価  
東日本大震災を踏まえ、地震災害に関するリスク管理を強化するため「地震発生時対応マニュアル」を作成する等法人独自の取組を行っている。

評価項目(大項目)	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の用途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

## 評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置  ○栽培試験の効率化 ○種苗検査業務の効率化 ○種苗生産の効率化 ○調査研究業務の効率化 ○業務運営一般の効率化	A A A A A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  ○栽培試験業務の質の向上 ○種苗検査業務の質の向上 ○種苗生産業務の質の向上 ○調査研究業務の質の向上 ○種苗に係る情報の提供等 ○遺伝資源業務の質の向上	A A A A A A
第3 予算、収支計画及び資金計画  ○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 ○法人運営における資金の配分状況	A A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項  ○施設及び設備に関する計画 ○職員の人事に関する計画	A A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> <b>第1-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</b>	<p>○栽培試験の効率化 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 5点以上 B : 0 ~ 4点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 7 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 7 × 1 = 7点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 7点</p>	A
<b>【中期計画】</b> (1) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等  ア C P V O (欧洲品種庁) 等、U P O V (植物新品種保護国際同盟) 同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方針と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する。  <b>【年度計画】</b> (1) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等	<p>△栽培試験の国際調和 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】            - 農林水産省からの要請に基づき、U P O V (植物新品種保護国際同盟) が開催する国際会議に延べ31名の職員を派遣した。 (表1-1-1参照)            - 農林水産省からの要請に基づき、C P V O (欧洲品種庁) との審査協力を進めるためのばらの現地検討会(開催場所: 西日本農場)において、専門家2名を受け入れるとともに、栽培方法、調査形質、標準品種の選定等に係る技術的事項の検討に参画した。 (表1-1-2参照)         </p>	A
<b>ア C P V O (欧洲品種庁) 等、U P O V (植物新品種保護国際同盟) 同盟国との審査協力の一環として、ばらについて、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方針と調和を図る。</b>  <b>【中期計画】</b> イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム(VIPS)を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。  <b>【年度計画】</b> イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム(VIPS)を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して88日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。	<p>△栽培試験結果報告の迅速化 指標=当該年度における栽培試験終了後の平均報告日数 S : 目標値以内の日数であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値以内の日数 B : 目標値の110%未満の日数 C : 目標値の110%以上の日数 D : 目標値の110%以上の日数であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】            - 栽培試験結果報告書作成における進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと農林水産省の「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)の連携した活用、実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して88日で農林水産省に報告書を提出した。 (表1-1-3参照)         </p>	A
<b>ウ 栽培試験の実施に当たって、栽培適地での実施を原則として適切な農場及び圃場を選択するとともに、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図ることにより対照品種の選定等を的確かつ迅速に行う。</b>  <b>【中期計画】</b>	<p>△栽培試験実施の合理化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p>	A

<p><b>【年度計画】</b> ウ 出願品種の栽培に適した農場及び圃場を的確に選択するとともに、対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うため、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、品種情報データベースに流通品種等の情報を追加入力し、内容の充実を図り、同データベース及び「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)のデータを活用することにより、対照品種の選定を的確かつ迅速に行つた。</li> </ul> <p>(表1-1-4参照)</p>	
<p><b>【中期計画】</b> エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。</p>	<p>◇公募案件数の拡大</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	A
<p><b>【年度計画】</b> エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（22年12月閣議決定。以下「見直し基本方針」という。）に即し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領に基づき、既に公募対象としていた一部の植物の種類（えぞぎく種、コスマス種、ストック種、ひやくにちそう属、ビンカ属）に加え、稻種及びおうごんかずら種について公募対象植物に追加し、6件の公募を行った。選考の結果、1事業者に2種類4品種の委託を実施した。</li> </ul> <p>(表1-1-5参照)</p>	
<p><b>【中期計画】</b> オ 審査コストの一層の効率化を図るため、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p>	<p>◇栽培試験結果の電子媒体による事務処理の推進</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	A
<p><b>【年度計画】</b> オ 栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「見直し基本方針」に即し、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、試行における効果の検証等を踏まえ、1植物種類当たり5出願品種以下の報告書を対象に、報告書作成支援システム及び「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)を活用して電子媒体で行うこととした。</li> </ul>	
<p><b>【中期計画】</b> (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。</p>	<p>◇育成者権侵害の相談等に対する効率的な運営</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	A
<p><b>【年度計画】</b> (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。その際、新たに任命された者に対して品種保護Gメン研修及び資格試験を実施する等により品種保護対策役等の資質の向上を図る。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう、併任発令により品種保護Gメン（品種保護対策課長、品種保護対策役及び副品種保護対策役）を7農場に20名配置した。</li> </ul> <p>(表1-1-6参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに任命された者に対して、品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき、品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。</li> <li>全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、eメールを活用した品種保護Gメンセミナーを11回実施し、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。</li> </ul>	
<p><b>【中期計画】</b> イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、品種保護Gメンが対応可能な方法によって十分に効果が発揮できる場合に応ずることとし、その判断のための基準を平成23年度に策定し、基準に照らして派遣する。</p>	<p>◇品種保護Gメンの効果的な海外派遣</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	A
<p><b>【年度計画】</b> イ 品種保護Gメンの海外への派遣基準を策定し、派遣要請があった場合は、基準に照らして派遣する。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。）に即し、品種保護Gメンの海外派遣について、6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるものに限定することとした。なお、派遣要請はなかった。</li> </ul>	

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1-2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	<p>○種苗検査業務の効率化 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 2点以上 B : 0点～1点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 3 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 3 × 1 = 3点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 3点</p>	A
【中期計画】 (1) 種苗検査の集約化 ア 本所における所要の施設整備が整い次第、可能な限り早期に実験室における品質検査（発芽検査、純潔種子検査、病害検査等）を全て本所へ集約する。また、北海道中央農場及び西日本農場における室内検査の廃止に合わせた適正な人員配置を行う。 【年度計画】 (1) 種苗検査の集約化 ア 実験室における品質検査（発芽検査、純潔種子検査、病害検査等）を全て本所へ集約化することに向け、必要となる施設、設備等について検討を行う。	<p>△種苗検査業務の本所への集約化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・本所内に設置した総合種苗保管・検査棟の新築プロジェクトチームにおいて、実験室における品質検査の本所への集約化に向け、必要となる施設の規模及び建設位置を決定し、設備の仕様について調査、検討を行った。</p>	A
【中期計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種苗の集取について、検査実施農場以外の農場における職員をも活用して効率的にを行う。 【年度計画】 イ 種苗法第63条に基づく沖縄県内の集取について、沖縄農場の職員を活用して実施する。	<p>△指定種苗の集取の効率化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・雲仙農場が実施していた沖縄県下の指定種苗の集取について、沖縄農場に指定種苗検査職員を配置し、同県を担当させることによってアクセスを短縮し、効率化を図った。</p>	A
【中期計画】 (2) 検査手数料の見直し 種苗業者等からの依頼に基づく検査については、受益者に対し適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるように平成23年度から手数料を見直す。 【年度計画】 (2) 検査手数料の見直し 種苗業者等からの依頼に基づく検査については、受益者に対し適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるように手数料を見直す。	<p>△検査手数料の見直し S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、24年3月から施行した。なお、新手数料を周知するため、改定予告及び新料金表を種苗業者団体及び主な依頼者に対して事前に送付するとともに、種苗業界誌に掲載した。</p>	A

注: 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	<p>○種苗生産の効率化 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 6点以上 B : 0~5点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 9 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 9 × 1 = 9点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 9点</p>	A
【中期計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生產品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じその低減を図る。 【年度計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生產品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じ、効率的な原原種の生産を図る。	<p>△ばれいしょ原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 - 種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、燃料費の増加はあったものの、農薬の節減、修繕費の抑制等に努めたことから、910百万円と対前年比99.2%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは、12,425円と対前年比92.3%となった。 (表1-3-1参照)</p> <p>△さとうきび原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 - 種苗生産業務に要した経費のうちさとうきびに係る経費は、人件費は削減したもののが、度重なる台風被害によりキビ起こし等の生産回復対策のための賃金や修繕費が増嵩したことから、153百万円と対前年比103.4%となり、千本当たりの原原種生産コストは、63,693円と対前年比99.1%となった。 (表1-3-1参照)</p>	A
【中期計画】 (ア) 病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壤改良を図る。 【年度計画】 (ア) 病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壤改良を図る。	<p>△土壤改良の推進 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 土壤改良方針に基づき作成した農場ごとの土壤改良方策により、病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ土壤改良を図った。 - 各農場の土壤分析を、胆振農場において5農場分148点、嬬恋農場において西日本農場を含めた5農場分206点を集中的に実施し、分析結果を基に各農場の具体的な土壤改良の進捗状況及び効果を検証し、農場ごとの土壤改良方策における土壤成分目標等を見直した。</p>	A
【中期計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能の向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る	<p>△施設・機械等の性能の向上と重点的配置による機械器具費の低減 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる</p>	A

<p>る。</p> <p>【年度計画】 (イ) 施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る。</p>	<p>C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・機械・器具等の導入に当たっては、緊急性、業務改善効果等を勘案して絞り込むとともに、固定資産物品（購入予定価格50万円以上の物品（7件））について、各農場において機種選定委員会を開催し、最適な機械機種を選定し導入した。 ・保守管理能力等の向上を図るため、各農場において農機具等の修理に必要な技能（床上操作式クレーン運転技能講習、振動工具取扱作業講習等）の習得を計画的に進め、3名を受講させた。</p>	
<p>【中期計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産において、規格外品等の余剰の発生の縮減に努める。</p> <p>【年度計画】 (ウ) ばれいしょ原原種生産においては、栽培管理や選別作業の改善により規格外品等の余剰の発生の縮減に努める。ニーズ及びコストを踏まえ、40g以下の中粒規格の設定について検討する。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の規格外等の余剰の発生の縮減 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・株間の見直しによる特大塊茎比率の低減や、掘取り、選別時の機械作業によるキズ・打撲の軽減を図り、歩留りの向上に努めた。 ・40g以下の中粒規格の設定について検討を行った結果、ニーズのある西南暖地向けの品種を供給している嬬恋農場の選別ラインでは40g以下の重量規格を選別するためにはラインを2度通過させる必要があることから、選別コストを勘案し、原原種規格としての設定は行わず従来どおり未選別の規格外として配布することとした。</p>	A
<p>【中期計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林等を整備して安定生産に努める。</p> <p>【年度計画】 (エ) さとうきび原原種生産においては、防風林を計画的に整備する等により、台風被害を軽減する。</p>	<p>◇さとうきび原原種生産における台風被害の軽減対策の実施 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農場内の防風林整備を計画的に進めるとともに、台風襲来に備え原原種の剪葉等により台風被害軽減に努めた。 ・5月から9月にかけての5度の台風の襲来により、防風林にも倒木等の被害が発生したため、樹種の見直しも含め防風林の再整備に向け検討を行った。</p>	A
<p>【中期計画】 イ ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等のニーズを踏まえ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。</p> <p>【年度計画】 イ 関係者による協議会を開催し、原原種の確保について、関係者間で意見の交換、情報の共有を行うとともに、民間等のニーズを踏まえ、民間企業が作出した早期普及品種の種いも（ハウスチューバー）を用いた原原種生産及び配布を行う。</p>	<p>◇民間等のニーズを踏まえた民間等への部分的な移行 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・民間企業が作出した早期普及品種の種いも（ハウスチューバー）を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。 ・マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等から成る「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」（以下、「原原種安定供給協議会」という。）を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加 ア ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。なお、そのための価格改定は平成23年度から行う。</p> <p>【年度計画】 (2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加 ア ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げる。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種配布価格の引き上げによる自己収入の拡大 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」に即し、ばれいしょ原原種配布価格の引き上げについて、23年1月の「原原種安定供給協議会」における意見交換を踏まえ、改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定した。</p>	A

## 【中期計画】

イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、平成23年度から関係機関と協議を進めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討し、その具体化を図る。

## 【年度計画】

イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、関係機関と協議を始めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討する。

◇余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売量の増加による自己収入の拡大

S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A：順調に進んでいる

B：概ね順調に進んでいる

C：不十分又は問題あり

D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

## 【事業報告】

・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に即し、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となつたばれいしょ原原種及び規格外品の18.9%に当たる8,442袋(10,633千円)を一般種苗用として販売した。

・さらに、関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗用として販売することとした。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売することとした。

(表1-3-2 参照)

## 【特記事項】

・23年度の一般種苗用としての販売量は、22年度を大きく下回ったが、22年度は北海道の天候不順による種ばれいしょの一時的な需要拡大があったことから一般種苗の拡大努力と重なり極めて大きな販売が可能となったものである。23年度は「見直し基本方針」の実施の基準年である21年度比では、販売数量で1.4倍、販売金額で1.8倍と増加しており、「見直し基本方針」に即したものとなっていることから、A評価とした。

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究	<p>○調査研究業務の効率化 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 3点以上 B : 0点~2点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 4 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 4 × 1 = 4点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 4点</p>	A
【中期計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼として調査研究基本計画を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。 【年度計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 第3期中期計画期間における「調査研究基本計画」を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。	<p>△調査研究成果目標の明確化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 4月に第3期中期計画期間における「調査研究基本計画」を策定するとともに、「勧告の方向性」に即し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を具体的に定めた。 - 業務担当者から成る調査研究運営委員会を開催し、23年度計画の進行管理及び24年度計画の策定を行った。</p>	A
【中期計画】 (2) 調査研究課題の重点化等 調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。 【年度計画】 (2) 調査研究課題の重点化 重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させる。	<p>△調査研究課題の重点化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の23年度の成果及び24年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における24年度計画の策定に反映した。</p>	A
【中期計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うなどの密接な連携を図るとともに、外部資金の積極的な活用を図る。 【年度計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 試験研究機関等との情報交換や協定研究・共同研究等を行うとともに、外部資金の積極的な活用を図る。	<p>△試験研究機関との連携と外部資金の活用 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 以下の委託研究を受託し、外部資金の活用を図った。 「目指せ発病ゼロ！ウイロイドによって引き起こされるキクわい化病の防除体系の確立」(愛知県農業総合試験場からの受託研究) - 以下の共同研究を実施した。 「ジャガイモ黒目症原因ミネラル種の解明」(帯広畜産大学との共同研究) 「重要な種子伝染性細菌の検出技術に関する研究」(台湾国立中興大学との共同研究)</p>	A

	<p>・以下の協定研究を実施した。</p> <p>「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」((独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所との協定研究)</p> <p>「遺伝子組換え植物のDNA検知技術に関する研究」((独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との協定研究)</p> <p>「ジャガイモウイルスの分離同定・発生生態に関する研究」((独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び宇都宮大学との協定研究)</p> <p>「春植用の低温長期貯蔵種イモを用いた秋作における生産力調査」(岡山県馬鈴薯採種農業協同組合、全国農業協同組合連合会広島県本部及び長崎県種馬鈴薯協会との協定研究)</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 知的財産権の管理</p> <p>センターの知的財産基本方針に基づき、特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 知的財産権の管理</p> <p>センターの知的財産基本方針に基づき、保有する特許権等についてTLO(技術移転機関)と連携しつつ、その活用を図るとともに、保有する特許権の維持について必要性を検討する。</p>	<p>◇知的財産権の管理</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許について、4月に農林水産大臣認定TLO(技術移転機関)である社団法人農林水産技術情報協会(現社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)に再実施許諾権を付与し、企業への技術移転の推進を行うこととした。</li> <li>職務発明審査会を開催し、当該特許権の種苗会社における利用の可能性を踏まえ、保有する2件の特許を維持することとした。</li> </ul>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

A

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1-5 業務運営一般の効率化	<p>○業務運営一般の効率化 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 8点以上 B : 0点~7点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 12 評価Sの小項目数: 1 × 2 = 2点 評価Aの小項目数: 11 × 1 = 11点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 13点</p>	A
【中期計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1~4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、非常勤オペレータを採用、若しくは派遣会社へ委託し、技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行なった上で、適切な見直しを行う。	<p>△技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングの推進 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、一般職員が担当していた栽培試験や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行な一方、非常勤オペレータや派遣職員の活用により技術専門職員の業務の一部をアウトソーシングした。</p> <p>△一般管理費及び業務経費の縮減 指標=各年度における一般管理費及び業務経費の対前年度比の縮減率 S : 一般管理費3%、業務経費1%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 一般管理費3%、業務経費1%以上 B : 一般管理費2.1%以上3%未満、業務経費0.7%以上1%未満 C : 一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満 D : 一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、中期目標期間の初年度であり繰越財源がないことに加え、東日本大震災対応の経費を確保する観点から、外部委託費、保守・修繕費等について最小限の支出に抑えたことにより、補正予算を除き対前年度比22.5%を削減した。また、業務経費についても、農業用資材の一括調達や資材全般の節減等に取り組んだほか、一般管理費と同様に最小限の支出に抑えたことにより、23年度は補正予算を除き対前年度比8.7%を削減した。 (表1-5-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・一般管理費及び業務費の効率化について、それぞれ目標の3%、1%を大幅に上回る22.5%、8.7%の削減を達成したことからS評価とした。</p>	A S
【年度計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1~4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、技術専門職員が担当する業務については、研修を行なながら、栽培試験業務並びに原原種生産及び配布業務に係る検定等の専門的技術を要する業務にシフトし、ほ場管理作業等における単純作業については作業の内容を精査し非常勤オペレータの採用や派遣会社への委託により、アウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行なった上で、適切な見直しを行う。	<p>△一般管理費の自己評価と見直し S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか自己評価を行なうとともに、23年度無駄削減取組目標を策定し、経費の節減に取り組んだ。また、当該目標を種苗管理センターのホームページで公表した。 ・種苗管理センター職員が貸与されている国の省庁別宿舎について、財務省に設置された「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」において策定された「国家公務員宿舎削減計画」及び同計画に基づく宿舎の削減予定を職員に</p>	A

	<p>周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20年度に策定した温室効果ガス排出の抑制等実施計画に基づき、施設・機械の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った（温室効果ガス排出量対前年度比93%、基準年の18年度比83%（目標：10%削減））。</li> <li>また、政府の「夏期の電力需給対策」及び「政府の節電実行基本方針」（23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき節電実行計画を策定し、夏期の節電に取り組み、本所及び嬬恋農場においては、各月とも節電率目標15%を達成した。</li> </ul>	
<p><b>【中期計画】</b></p> <p><b>(2) 人件費の適正化等</b></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>◇給与水準の検証並びに検証結果及び取組状況の公表</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は96.1となった。</li> <li>人事院勧告に基づき、職員給与規程を改正し、期末・勤勉手当の支給率の改定、平成23年4月1日における号俸調整を行った。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）（平成24年3月1日施行）に準じて、役員給与については平成24年4月から見直しを行い、職員給与についても法律成立を受けて給与等改定に必要な労使交渉を開始し、平成24年度に対応するべく交渉中である。</li> </ul> <p><b>【特記事項】</b></p> <p>役員給与については、平成24年4月から国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しているが、職員給与については、職員給与の改定には労働組合との協定を締結する必要があり、手続きに期間を要している。</p> <p>なお、職員給与規程については、人事院勧告の遡及分等以外については、労働組合と協議を終了し、平成24年5月1日に改正済みである。</p>	A
<p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人事費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人事費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年1月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組みを踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p>	<p>◇総人件費の見直し</p> <p>指標=当該年度における人件費の削減率</p> <p>S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた      A : 目標値に対して、100%以上の達成度合      B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合      C : 目標値に対して、90%未満の達成度合      D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について国家公務員と同様の見直しを行うとともに、管理部門及び業務部門の要員の合理化を図り、23年度の給与改定分△0.23%を含めると基準年度（17年度）比で6.0%の削減を行った。なお、23年度改定分については、国家公務員においては24年3月分の給与から適用され、残り11ヶ月分は24年度6月期の期末勤勉手当で調整されており、種苗管理センターにおいても24年度において対応することとして労使交渉中である。</li> </ul> <p>（表1-5-2参照）</p> <p><b>【特記事項】</b></p> <p>中期計画において設定した削減目標である平成17年度と比較して6%以上の削減に対し、平成23年度人件費削減率（補正値）が△5.8%となったことの要因は、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分△0.23%について、労使交渉による決着に至っていないため、平成23年度の「給与・報酬等支給額」に反映することができなかったことによるものである。</p>	A
<p>なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p><b>(2) 人件費の適正化等</b></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>センター全体の人事費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）についても、17年度比で6%以上削減する。</p>	<p>◇人事評価制度の円滑な運用</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、10月から「新たな人事評価制度」を本格実施し、24年度以降において一般職員等について役員と同様に業務実績評価を職員給与へ反映させるべく体制を整備した。</li> </ul>	A
<p><b>【中期計画】</b></p> <p><b>(3) 契約の点検・見直し</b></p> <p>ア 監事及び外部有識者によって構</p>	<p>◇随意契約の見直しの徹底及びその結果の公表</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p>	A

成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

#### 【年度計画】

##### (3) 契約の点検・見直し

ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月閣議決定)に基づき、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に即し、種苗管理センター契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、定期的に点検・見直しを行った。
- ・その結果、国と同様の一般競争基準(工事250万円超、物品160万円超等)の適用により対象となる39件、169百万円の契約のうち、一般競争入札は30件、130百万円、企画競争は0件、随意契約は9件、39百万円であった。  
なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は7件、17百万円であった。  
また、一般競争契約の30件のうち、一者応札は9件(30.0%)であり、一者応札の主な要因は、提供可能な業者が限られるなどであった。  
(表1-5-3及び4参照)
- ・一般競争契約及び随意契約に関する情報について、種苗管理センターのホームページ(<http://www.ncss.go.jp/>)で公表した。

A

#### ◇密接な関係にあると考えられる法人との契約の透明性の確保

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページで公表することとともに、7月以降の入札公告にその旨を掲載した。  
なお、現時点において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。

A

#### 【中期計画】

イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当する場合を除き、平成23年度から一般競争入札を導入する。

#### 【年度計画】

イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を導入する。

- ◇規格外品等でんぶん原料用として売り払いする場合の一般競争入札の導入
- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでんぶん原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札に改めた。

A

#### 【中期計画】

##### (4) 保有資産の見直し等

毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。

#### 【年度計画】

##### (4) 保有資産の見直し等

土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。

#### ◇土地・建物等、資産の保有の必要性の検討と国への返納等

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識した。

なお、ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の施設の処分については、不要施設となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復(更地)することとなっている。このため、原則どおり原状回復した場合に要する経費と原状回復を実施しないまま借地保有者との随意契約により不要資産を売却する場合を比較する等、経済的で合理的な資産処分の検討を開始したが、借地保有者に対して不要施設の売却価格及び売却条件を具体的かつ適切に提案するまでには至らなかった。よって、引き続き24年度において処分方法を検討することとした。

A

#### 【中期計画】

##### (5) 内部統制の充実・強化等

ア リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及

#### ◇リスク管理委員会の設置と円滑な運営

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる

び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。

【年度計画】

(5) 内部統制の充実・強化等  
ア リスク管理委員会を設置し、リスク管理基本方針を策定する。

C : 不十分又は問題あり  
D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・24年2月にリスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置した。同規程に基づき各農場等ごとに組織目標達成に向けて想定されるリスクの洗い出しを行い、同委員会に報告し、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価することとした。  
また、同委員会において、リスク管理基本方針の策定について検討を行い、リスク管理規程をもってリスク管理基本方針とすることとした。
- ・内部統制の充実・強化に向けた取組について、理事長は、本所と農場との毎月の全体会議等により業務実施状況の点検・評価を行うとともに、コンプライアンス委員会を始め理事長のマネジメントを補佐する各種会議のモニタリング機能により重要な情報等について適時把握し、的確な采配を行った。  
また、中期計画前文にセンターのミッションを掲げるとともに、職員専用ホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに理事長と職員との意見交換等によりミッションの周知徹底を図った。
- ・コンプライアンスの推進について、21年度に策定した「行動規範」について関心度を高め意識啓発に資するため職員を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果を職員専用ホームページに掲載し意識啓発を図った。また、コンプライアンス委員会において調査結果の報告を行うとともに、アンケート調査における意見を踏まえ、毎月の全体会議において「行動規範」を読み上げることとした。さらに、コンプライアンス委員会において、安全衛生委員会、契約監視委員会等の各種監視委員会の運営状況について報告を行い、コンプライアンスの推進を図った。
- ・監事の監査結果を踏まえた内部統制の充実・強化に向けた取組について、監事監査と内部監査との重複を避け、監査を相互に有効なものとするため、監事との連携を図った。  
また、前年度の監査で把握した改善点等について、役員会等において報告を行うとともに、被監査部門の長へ通知し業務の適正を図った。さらに、内部監査報告書を職員専用ホームページに掲載して周知徹底を図った。
- ・東日本大震災を踏まえ、地震災害に関するリスク管理を強化するため、4月に「地震発生時対応マニュアル」を作成し、職員に周知した。

【中期計画】

イ 情報セキュリティポリシーの周知を徹底するとともに、情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、職員の意識向上を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策に係るP D C Aサイクルを構築するため、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保する。

【年度計画】

イ 情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図る。また、情報セキュリティ対策に係る規則等を策定し、個人情報を含めセンターが有する情報の適切な管理を行う。

◇情報セキュリティ対策の推進

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  
A : 順調に進んでいる  
B : 概ね順調に進んでいる  
C : 不十分又は問題あり  
D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・本所において農林水産省の担当官を講師として招へいし、「基礎的な情報セキュリティ対策」及び「個人情報の取扱い」について研修を行うとともに、農場にその研修資料を配付し情報セキュリティ対策に対する職員の意識向上を図った。
- ・情報セキュリティ委員会において、個人情報を含めた種苗管理センターが有する情報の管理について検討し、情報セキュリティ規程を一部改正するとともに、これに基づく情報の格付及び取扱制限に関する規則を制定した。
- ・データ改ざん等を防止するため、メールの送受信を原則として暗号化通信（S S L）によることとするとともに、なりすましメールを防止するため、メールサーバーにおいて送信ドメイン認証技術（S P F）を導入した。

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

A

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第2-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）について確実に実施する。</p> <p>【年度計画】 ア 栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の66%以上）について確実に実施する。</p>	<p>○栽培試験業務の質の向上 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 13点以上 B : 0 ~ 12点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 19 (うち、評価対象外2小項目) 評価Sの小項目数: 1 × 2 = 2点 評価Aの小項目数: 16 × 1 = 16点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 18点</p>	A
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）について確実に実施する。</p> <p>【年度計画】 ア 栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。</p> <p>また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の66%以上）について確実に実施する。</p>	<p>△栽培試験の計画的かつ的確な実施 指標=当該年度における栽培試験の実施点数 S : 実施点数が当該年度計画の目標値の100%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値の100%以上 B : 目標値の90%以上100%未満 C : 目標値の90%未満 D : 目標値の90%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種874点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 (表2-1-1参照) ・栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の648点（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の66%）に対し678点の栽培試験を実施した。このうち、12点の栽培試験を5県7機関、2法人に委託して実施した。 (表2-1-2参照)</p>	A
<p>【中期計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。</p> <p>また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類でこれまでマニュアルが整備されていないものについて、中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）とともに、病害抵抗性等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。</p> <p>【年度計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、10種類程度の裁</p>	<p>△栽培試験対象植物の種類の拡大 指標=当該年度における栽培試験の拡大種類数 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上~90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、18種類の栽培試験対象植物の拡大を図った。 (表2-1-3参照)</p> <p>【特記事項】 ・将来的には全出願品種を栽培試験の対象とすることを目指し、栽培方法等の検討に精力的に取り組んだ結果、対象植物を18種類拡大し、目標の10種類を1.8倍上回る達成状況となったことからS評価とした。</p>	S

<p>培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類のうちこれまでマニュアルが整備されていないものについて、10種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）。</p>	<p>◇植物の種類別の栽培・特性調査マニュアルの作成等 指標=当該年度におけるマニュアル作成点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、アスター、アフリカほうせんか、アンゲロニア等10種類のマニュアルを作成した。 (表2-1-4参照)</p>	A
<p>【中期計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションの充実のため、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大する。</p> <p>また、効率的な保存に資するため、組織培養法を利用した保存が可能な品種（きく、カーネーション、いちご等）について、器内保存を進める。</p>	<p>◇対照品種等の保存点数の拡大 指標=当該年度に新たに収集・保存した点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験担当部長等会議において、リファレンスコレクションの保存方針を検討し、新たに81種類577品種を収集するとともに、既保存品種の整理を行い、累計保存品種数を5,322品種から5,639品種（317品種増）に拡大した。 (表2-1-5参照)</p>	A
<p>【年度計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションとして、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、300点程度を新たに拡大する。また、組織培養法を利用した保存が可能な品種（きく）について、器内保存技術の導入に向けた試行を行つ。</p>	<p>◇組織培養法を利用した器内保存の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・組織培養法を利用した器内保存技術について、きくの培養条件を検討し、30品種について器内増殖を行つた。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案の作成について、農林水産省からの要請に応じて確実に作成（中期目標期間中60種類程度）する。</p>	<p>◇新規植物の種類別審査基準案の作成 指標=当該年度における種類別審査基準案の作成件数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、審査基準案の検討を行い、ペペロニア属、やぶこうじ、エレモフィラ属等11種類の基準案を作成し、農林水産省に報告した。 (表2-1-6参照)</p>	A
<p>【年度計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案について、新たに12種類程度を作成する。</p>	<p>◇出願者から送付された出願品種の種子及び種菌の確実な保存 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・新たに種子170品種、種菌8品種について受け入れ、保管管理を行つた。なお、保管種菌のうち249品種については、凍結保存を併用して管理した。 (表2-1-7参照)</p>	A
<p>【中期計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用しつつ、確実な保管管理を行う。</p> <p>【年度計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用することにより、確実な保管管理を行う。</p>	<p>◇栽培試験担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p>	A

知識等の導入に努めるとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、専門技術研修の実施により栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図る。

**【年度計画】**  
栽培試験実施責任者会議等を開催し、試験実施上の問題点等の早期解決のための検討を行うとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、研修計画に基づく専門技術研修の実施、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等を行う。また、栽培試験実施責任者の力量を担保するため、資格認定試験を実施する。

- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・栽培試験チーム長会議及び栽培試験担当部長等会議を開催し、栽培試験の確実な実施及び試験実施上の問題点等について対応方策の検討を行った。なお、気象被害や病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は17種類23品種であった。  
(表2-1-8参照)
- ・栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手引き」に従ってOJTを実施した。
- ・研修計画に基づき、初級専門技術研修、審査基準作成専門技術研修、中級者専門技術研修を実施し、研修成果の検証として、プレゼンテーション、レポートの提出及び総合討論等による到達度把握を行った。  
(表2-1-9参照)
- ・栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合わせを行うとともに、区別性、均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。
- ・栽培試験に係る技術情報収集のための栽培地の調査を8件、専門家への意見聴取を21件実施した。
- ・栽培試験実施責任者の資質の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し3名が合格した。

#### 【中期計画】

**キ** 品種登録審査業務の適切な実施、改善等に資するよう、栽培試験及び栽培試験に関する業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。

**【年度計画】**  
キ 農林水産省に栽培試験実施状況等を四半期毎に報告するとともに、事案発生ごとに情報・知見の提供を行う。

- ◇栽培試験により得られた情報及び知見の農林水産省への提供

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

#### 【中期計画】

(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携

ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、講演、ホームページ等を活用して育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者(以下「育成者権者等」という。)に提供する。

**【年度計画】**  
(2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携

ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ホームページ上の育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aを充実するとともに、講演等により育成者権の啓発・普及を行う。

- ◇育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集・分析・提供

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・23年度に受けた相談等を基に、育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aについて新たに4項目を追加し、計33項目を種苗管理センターのホームページに掲載した。  
(表2-1-10参照)
- ・都道府県等からの依頼に基づき、育成者権に関する講演を全国11ヶ所で行い、参加者数の合計は306名であった。  
(表2-1-11参照)

#### 【中期計画】

イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、水際対策を実施する税関とは平成23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。

**【年度計画】**  
イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員・各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、税関とは連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。

- ◇関係行政機関に対する情報提供

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた
- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

- ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者からの相談に対して情報提供を行った。
- ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に即し、6月に種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に係る情報提供等を行った。

#### 【中期計画】

ウ 育成者権者等からの育成者権の

- ◇育成者権の侵害及び活用に関する相談対応

A

A

A

A

<p>侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。</p> <p>また、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。</p> <p>また、品種保護対策相談窓口を品種保護活用相談窓口として拡充するとともに、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスを行う。</p>	<p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育成者権の侵害に関する相談28件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談92件に対して、品種登録制度や種苗法の解説等について回答した。      (表2-1-12参照)</li> </ul> <p>◇6次産業化の促進に向けた新品種の保護・活用に関するアドバイス</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月にこれまで育成者権の侵害に対する相談を行っていた「品種保護対策相談窓口」を「品種保護活用相談窓口」に改め、品種の活用に関する相談等にも対応することとともに、地方農政局等の6次産業化担当窓口と最寄りの農場に配置された品種保護Gメンが打合せを行うことで連携を強化した。      (表2-1-12参照)</li> </ul>
<p>【中期計画】</p> <p>エ 育成者権の侵害事実の判定</p> <p>(ア) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。</p> <p>また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>エ 育成者権の侵害事実の判定</p> <p>(ア) 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。</p>	<p>◇品種類似性試験の迅速な実施</p> <p>指標=当該年度における試験終了後30日以内に施行(DNA分析の場合7日以内に施行)した件数の全件数に対する割合</p> <p>S : 90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた      A : 90%以上      B : 80%以上90%未満      C : 80%未満      D : 80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品種類似性試験(DNA分析)について2件の依頼があり、7日以内(平均4日)に依頼者に報告した。      (表2-1-13参照)</li> </ul> <p>◇品種類似性試験の対象となる植物及びその加工品の種類の拡大</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。      (表2-1-14参照)</li> </ul>
<p>【中期計画】</p> <p>(イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品を保管することにより、育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品の寄託を行い育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(ウ) 「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4</p>	<p>◇侵害状況の記録及び寄託による種苗、物品等の保管</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた      A : 順調に進んでいる      B : 概ね順調に進んでいる      C : 不十分又は問題あり      D : 不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育成者権者からの依頼に基づき、3件の侵害状況記録を作成し、13件の寄託を受け、種苗、物品等を保管した。      (表2-1-15参照)</li> </ul> <p>◇育成者権侵害物品に係る試料の鑑定の嘱託に対する迅速かつ的確な鑑定の実施及び報告</p> <p>指標=当該年度における7日以内に報告した件数の全件数に対する割合</p> <p>S : 90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた</p>

号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の嘱託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。

【年度計画】

(ウ)「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の嘱託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。

【中期計画】

(工)DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化を行う。

また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。

【年度計画】

(工)これまでに作成したDNA情報データベースについて、新たに出願された品種のDNA情報を追加する。

また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。

- A : 90%以上  
B : 80%以上90%未満  
C : 80%未満  
D : 80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった  
(嘱託がない場合、本項目の評価は行わない)

【事業報告】

- 農林水産省からの嘱託はなかった。

A

- ◇登録品種等のDNA情報のデータベース化  
S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  
A : 順調に進んでいる  
B : 概ね順調に進んでいる  
C : 不十分又は問題あり  
D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- いちごの新たに出願された品種等のDNA情報を調査し、DNAデータベースに22品種を追加した。  
(表2-1-16参照)
- 農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち574品種について資料保存依頼書を受け付け、515品種の凍結乾燥標本を作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した404品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術の確立されている植物21品種についてはDNAを抽出し凍結保存を行った。  
一方、育成者権者等からの申し出により62品種の凍結乾燥標本、62品種のさく葉標本及び3品種の抽出DNAを廃棄した。  
(表2-1-17参照)
- DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要な既存品種の標本・DNAの保存についても、種苗管理センター独自の取組として47品種の凍結乾燥標本及び37品種のさく葉標本を作製し保存した。  
(表2-1-17参照)

A

【中期計画】

(3)東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援

東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。

【年度計画】

(3)東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援

東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。

- ◇東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援  
S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

- A : 順調に進んでいる  
B : 概ね順調に進んでいる  
C : 不十分又は問題あり  
D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づき、審査・栽培試験方法等に関するワークショップ及び研修に専門家として延べ5名の職員を派遣した。また、短期専門技術研修、要人研修を実施し、22名の研修員を受け入れた。  
(表2-1-18及び19参照)

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第2-2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	<p>○種苗検査業務の質の向上 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 8点以上 B : 0点～7点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 11 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 11 × 1 = 11点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 11点</p>	A
【中期計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 農林水産大臣から指示のあった表示検査（15,000点程度／年度）に対し、農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取（3,000点程度／年度）を行う。 【年度計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 指定種苗の表示検査（15,000点程度／年度）について、流通段階も含めて農薬使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取（3,000点程度／年度）を行う。	<p>△指定種苗の表示検査の計画的かつ的確な実施 指標=当該年度における表示検査点数 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、16,489点の検査を行った。この結果、不完全表示が54点（0.3%）あり、書面による改善報告を求め、検査結果を農林水産省に報告した。なお、農薬使用表示についての不完全表示は5点あったが、適用外農薬の使用が疑われたものではなかった。 (表2-2-1 参照)</p> <p>△指定種苗の集取の計画的かつ的確な実施 指標=当該年度における集取点数 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,121点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが104点（3.3%）あった。 (表2-2-2 参照)</p>	A
【中期計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（平成20年7月3日農林水産省告示第1713号）による病害検査について、本所への検査の集約化により体制を強化し、実施点数を中期目標期間中に30点程度増加させる。 【年度計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（平成20年7月3日農林水産省告示第1713号）による病害検査について、190点以上を実施する。	<p>△病害検査点数の拡大 指標=当該年度における病害検査点数 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく4種類5病害について、194点の病害検査を行った。この結果、3種類23点について罹病種子が認められた。 (表2-2-3 参照) ・このほか、「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく品種純度及び遺伝子組換え種子の混入について、それぞれ12種類172点及び1種類36点の検査を行った。この結果、品種純度検査では検査を終了した7種類92点のうち、基準に満たないものが1種類2点あった（遺伝子組換え種子の混入については検査中）。 (表2-2-4 及び5 参照)</p>	A

<p><b>【中期計画】</b> ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b> ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p>	<p>◇カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省消費・安全局長の指示により、未承認の遺伝子組換えパパイヤが栽培されていないか確かめるため、パパイヤの葉13点を採取し分析を行い、結果を速やかに報告した。</li> <li>遺伝子組換え種子の分析体制を確保するため、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に混入実態のモニタリングを行った（検査中）。</li> </ul> <p>（表2-2-6参照）</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、専門技術研修、技能チェック等を行う。 また、ISTA（国際種子検査協会）が行う熟練度テストに参画する。</p> <p><b>【年度計画】</b> エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づく専門技術研修の実施、技能チェック等を行う。 また、ISTA（国際種子検査協会）が行う熟練度テストに参画する。</p>	<p>◇種苗検査担当者の業務運営能力の向上</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種苗検査担当者会議を開催し、品種純度検査報告書及びE.C事後検定結果報告書の作成に当たっての実施場所における点検体制等の改善を図った。</li> <li>種子検査担当者を対象として、2種類の種子について発芽検査のレフリーテストを実施し、成績不良者に対して技術指導を行った。</li> <li>また、ISTAが行う熟練度テストに参画し、3回のテストの全てにおいてA評価を得た。</li> </ul> <p>（表2-2-7参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省の「農業・農村の復興マスター・プラン」を踏まえ、種苗及びその栽培場の土壤についての放射性物質検査体制を整備するため、種苗管理センター研修計画に基づき、放射能測定技術習得のための専門技術研修として2名を関係機関に派遣した。さらに、この研修を受けた2名に第3種放射線取扱主任者の資格を取得させた。</li> </ul>	A
<p><b>【中期計画】</b> オ 種苗流通の適正化に資するよう、種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p><b>【年度計画】</b> オ 種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、事業発生ごとに農林水産省に速やかに報告する。</p>	<p>◇種苗検査により得られた情報及び知見の農林水産省への提供</p> <p>S : 十分行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A : 十分行われている B : 概ね行われている C : 不十分または問題あり D : 不十分または問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業発生ごとに速やかに農林水産省に報告するとともに、指定種苗の検査の際に集取した種子のうち発芽率が極端に低いもの6点について、検査結果判明後、直ちに報告した。</li> </ul>	A
<p><b>【中期計画】</b> (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うものとする。</p> <p><b>【年度計画】</b> (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p>	<p>◇依頼検査の迅速化</p> <p>指標=当該年度における50日以内に検査結果報告を行った件数の全検査件数に対する割合</p> <p>S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、100%以上の達成度合 B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C : 目標値に対して、90%未満の達成度合 D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依頼検査を282件実施し、いずれも依頼のあった日から50日以内に検査結果報告を行った。</li> </ul> <p>（表2-2-8参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所の事故に対応して、種苗についても食品と同じように輸</li> </ul>	A

	<p>出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められたことから、事故の起った日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明を行うこととし、261点の種子について証明書を発行した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。 【年度計画】 イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。</p>	<p>◇依頼者の意向把握及びクレームへの適切な対処 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗業者等の依頼者の満足度及び関心を調査するため、32社にアンケートを行い24社から回答を得た。その結果、検査項目については、20社（回答数の83%）が現在の項目で十分としていたが、検査項目の1つである種子伝染性病害の種類については9社（同38%）が不十分とし、そのうちの6社がウリ科果実汚斑細菌病の追加を要望した。改定後の手数料については、「高い」及び「やや高い」が13社（同54%）、「妥当」が10社（42%）であった。 (表2-2-9参照) ・依頼者からのクレームはなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 ウ ウリ科果実汚斑細菌病をはじめとする種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間に検査対象病害を2種類以上拡大する。 【年度計画】 ウ センターで開発したウリ科果実汚斑細菌病検査技術について、種苗業者の協力を得て比較試験を実施するとともに、エンドウモザイク病の検査技術の確立に関する調査研究成果を踏まえ、エンドウモザイク病の検査を開始する。</p>	<p>◇依頼検査における検査項目の拡大 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ウリ科果実汚斑細菌病検査技術について、種苗業者1社の協力を得て比較試験を実施し、良好な結果を得た。 ・調査研究の成果を踏まえ、エンドウモザイク病の依頼検査を開始した。さらに、種苗業者からの要望を踏まえ、黒腐病の検査対象をタイサイ類及びケールについて拡大した。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 種苗業者がECD加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定及びOECD品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査を実施するとともに、検査終了後、検査結果を適切に報告する。 【年度計画】 エ 種苗業者がECDナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定について年次計画に基づき実施し、農林水産省に報告する。 また、OECD種子制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。</p>	<p>◇種苗の品質証明等に係る検査の着実な実施 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・年次計画に基づき、10種類のEU向け輸出野菜種子について記録の作成及びサンプルの保管状況の検査を行った。また、13種類66品種の事後検定を実施し、検定結果を速やかに農林水産省に報告した。 (表2-2-10参照) ・輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。</p>	A
<p>【中期計画】 オ ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、ISHI（国際健全種子推進機構）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。 【年度計画】 オ ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。 また、ISHI（国際健全種子推進機構）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p>	<p>◇ISTA等が開催する会議への職員の派遣 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、ISTA総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、ISTAの運営に参画させた。 また、ISHIの会議に職員を出席させ、世界における病害の検査法について情報を収集した。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第2-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	<p>○種苗生産業務の質の向上 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 18点以上 B : 0~17点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 26 (うち、評価対象外 1項目) 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 23 × 1 = 23点 評価Bの小項目数: 1 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 1 × -1 = -1点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 22点</p>	A
【中期計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行いつつ需要に応じた供給を行う。 【年度計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 生産配布計画に基づき、以下のとおり生産し、需要に応じた供給を行う。 平成24年春植用ばれいしょ原原種 68,434袋 平成24年秋植用ばれいしょ原原種 2,906袋 平成24年春植用さとうきび原原種 1,111千本 平成24年夏植用さとうきび原原種 1,184千本	<p>△春植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標=当該年度における春植用ばれいしょ原原種供給量 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上~90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 24年春植用ばれいしょ原原種については、生産計画数68,434袋に対し74品種72,009袋(105.2%)を生産したが、2品種(こがね丸、グラウンドペチカ)の申請数量が生産計画数量を上回ったことから、申請数量に対する充足率は全体では99.8%となった。 (表2-3-1参照)</p> <p>△秋植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標=当該年度における秋植用ばれいしょ原原種供給量 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上~90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 23年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,815袋に対し15品種2,909袋(103.3%)を生産し、全ての品種で申請数量を充たすことができた。 - 24年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,906袋に対し20品種2,855袋(98.2%)の生産を見込んでいる。 (表2-3-1参照)</p> <p>△春植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保 指標=当該年度における春植用さとうきび原原種供給量 S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上~90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 24年春植用さとうきび原原種については、沖縄農場において植付け直後の5月から9月にかけて5度の台風の襲来により甚大な被害を受けたこと等から、 ①きび起こし等の生産回復対策に加え、②生育期間の延長による収量の確保、 ③鹿児島農場の余剰原原種の沖縄県への配布(75千本)等の対策を講じたが、 生産計画数1,111千本に対し18品種639千本(57.5%)及び一般種苗用として50千本の供給にとどまった。 - 種苗の不足を補うため、沖縄県が行う製糖用さとうきびの春植用種苗としての転用に際し、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを作成配布した。</p>	A
		A
		C

・今後は、これまでの気象災害等の影響を再分析し、防風林の再整備や防風柵の整備、原原種生産における危険率の見直しを実施することとしている。  
(表2-3-1参照)

#### 【特記事項】

・原原種の供給量が生産計画数量に対し大幅に下回ったことについては、23年産さとうきびの収量が沖縄県を含めて統計を取り始めた昭和49年産以降で最も低い水準となる中で、原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等の対策を講じた結果であり、不適切な運営によるものではない。

◇夏植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保

指標=当該年度における夏植用さとうきび原原種供給量

S:目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A:目標値に対して、90%以上の達成度合

B:目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合

C:目標値に対して、80%未満の達成度合

D:目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

・23年夏植用さとうきび原原種については、鹿児島農場における春先の低温及び沖縄農場における台風直撃の影響による折損、断根及び屈曲の被害があったことから、生産計画数量1,243千本に対し18品種991千本(79.7%)の生産となった。鹿児島農場の1品種及び沖縄農場の15品種中13品種について生産計画数量を確保できず、申請数量に対する充足率は全体では82.3%となった。  
・24年夏植用さとうきび原原種については、生産計画数量16品種1,184千本を栽培中である。  
(表2-3-1参照)

#### 【特記事項】

生産計画数量に対する生産量は79.7%であるが、申請数量に対する充足率は全体では82.3%であることから、B評価とした。

B

A

A

A

A

#### 【中期計画】

イ 種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、収穫直前の検定における病害罹病率をばれいしょ、さとうきびともに0.1%未満とする。

なお、新たな病害検定として、ジャガイモ塊茎褐色輪紋病の検定及びジャガイモYモザイク病欧洲型えそ系統の系統判別を導入する。

また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。

#### 【年度計画】

イ 種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、原原種の収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。

さらに、新たな病害検定として、植付予定ほ場の土壤検診及び原原種の品質調査におけるジャガイモモップトップウイルス(PMTV)検定を導入する。

また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ

萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。

◇ばれいしょ原原種無病性の維持・向上

指標=当該年度におけるばれいしょ原原種収穫直前の検定による病害罹病率

S:0.1%未満であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A:0.1%未満

B:0.1%以上0.3%未満

C:0.3%以上

D:0.3%以上であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、23年秋植用及び24年春植用について、全ての農場、品種でそれぞれ0.1%未満であった。  
なお、出荷した原原種に関する品質調査において、6農場(北海道中央、後志、十勝、上北、嬬恋、雲仙)の一部品種でウイルス病を確認したことから、当該品種の配布先に対して原種生産に際しての注意喚起を行った。  
(表2-3-2参照)

◇さとうきび原原種無病性の維持・向上

指標=当該年度におけるさとうきび原原種収穫直前の検定による病害罹病率

S:0.1%未満であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A:0.1%未満

B:0.1%以上0.3%未満

C:0.3%以上

D:0.3%以上であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

・さとうきび原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、23年夏植用及び24年春植用(鹿児島農場)について、全ての農場、品種で0.1%未満であった。  
(表2-3-2参照)

◇新たなばれいしょ病害検定の導入

S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A:順調に進んでいる

B:概ね順調に進んでいる

C:不十分又は問題あり

D:不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

#### 【事業報告】

・植付予定ほ場の土壤検診及び春植用原原種の品質調査において、ジャガイモモップトップウイルス(PMTV)検定を導入し、実施した。その結果、全ての検診及び調査において検出されなかった。

◇ばれいしょ原原種の品質の維持・向上

指標=当該年度に配布したばれいしょ原原種の萌芽率  
 S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
 A : 目標値に対して、100%以上の達成度合  
 B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  
 C : 目標値に対して、90%未満の達成度合  
 D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・種ばれいしょに係る標準検査手順書に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は以下のとおりであった。  
 23年秋植用ばれいしょ原原種 : 98.4%  
 24年春植用ばれいしょ原原種 : 98.1%  
 (表2-3-2参照)

◇さとうきび原原種の品質の維持・向上

指標=当該年度に配布したさとうきび原原種の発芽率  
 S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
 A : 目標値に対して、100%以上の達成度合  
 B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  
 C : 目標値に対して、90%未満の達成度合  
 D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・さとうきび原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は以下のとおりであった。  
 23年夏植用さとうきび原原種 : 95.2%  
 24年春植用さとうきび原原種 : 99.0% (鹿児島農場)  
 (表2-3-2参照)

A

A

A

A

【中期計画】

ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、品種の純粹性の維持を図るため、ほ場において生態的特性を含めた品種特性の確認を行い、培養変異のチェックを強化する。

【年度計画】

ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養母本を更新する品種についてほ場における生態的特性を含めた品種特性の確認を行う。

A

【中期計画】

エ 加工食品用(フライドポテト等)をはじめ用途に応じた新品種等の供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により増殖率を高め、原原種の供給期間の短縮を図る。

【年度計画】

エ 加工食品用等新品種について、実需者等のニーズを踏まえ、急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により、原原種の供給期間を短縮する。

◇ばれいしょ原原種の品種の純粹性の維持

S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  
 A : 順調に進んでいる  
 B : 概ね順調に進んでいる  
 C : 不十分又は問題あり  
 D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での比較栽培を実施するとともに、品種の純粹性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を行った。

◇ばれいしょ新品種等の原原種供給期間の短縮

S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  
 A : 順調に進んでいる  
 B : 概ね順調に進んでいる  
 C : 不十分又は問題あり  
 D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・ミニチューバーの生産体系拡大のため北海道中央農場に養液栽培装置を増設し、早期普及の要望があったでん粉原料用新品種コナユキについて、一般の原原種の供給期間より1年短縮して2年で配布した。

A

A

【中期計画】

オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。

【年度計画】

オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早

◇ばれいしょ原原種の配布の迅速化

指標=ばれいしょ原原種の配布申請時から配布開始までの期間  
 S : 1.5ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
 A : 1.5ヶ月以内  
 B : 1.5ヶ月を超え2ヶ月以内  
 C : 2ヶ月を超える  
 D : 2ヶ月を超え、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・各道県で行われるばれいしょ種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況等を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。

期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5ヶ月及びさとうきび2ヶ月以内とする。

23年秋植用ばれいしょ原原種：1.3ヶ月  
24年春植用ばれいしょ原原種：0.6ヶ月

A

- ◇さとうきび原原種の配布の迅速化  
指標＝さとうきび原原種の配布申請時から配布開始までの期間  
S：2ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
A：2ヶ月以内  
B：2ヶ月を超える3ヶ月以内  
C：3ヶ月を超える  
D：3ヶ月を超える、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・さとうきび・甘蔗糖関係検討会や県で開催される種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。

23年夏植用さとうきび原原種：1.4ヶ月  
24年春植用さとうきび原原種：1.4ヶ月

A

【中期計画】

力 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。

【年度計画】

力 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。

- ◇アンケート結果に基づく原原種生産配布に関する改善計画の作成と業務の改善  
S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  
A：順調に進んでいる  
B：概ね順調に進んでいる  
C：不十分又は問題あり  
D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・22年度アンケート結果に基づく23年度改善計画に沿って、業務の改善を着実に実施した。
- ・農協及び道県に対しアンケートを実施し、評価点の低い項目及び指摘事項について全てピックアップし、その対応策について検討を行い、24年度改善計画を作成した。  
(表2-3-3参照)

A

◇ばれいしょ原原種配布先の満足度の向上

- 指標＝当該年度におけるばれいしょ原原種配布先アンケート結果での顧客満足度  
S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
A：4.0以上  
B：3.0以上4.0未満  
C：3.0未満  
D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・ばれいしょ原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。  
23年度春植用ばれいしょ原原種：4.0  
23年度秋植用ばれいしょ原原種：4.3  
(表2-3-4参照)

A

◇さとうきび原原種配布先の満足度の向上

- 指標＝当該年度におけるさとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度  
S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた  
A：4.0以上  
B：3.0以上4.0未満  
C：3.0未満  
D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・さとうきび原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。  
23年度春植用さとうきび原原種：4.1  
23年度夏植用さとうきび原原種：3.9  
(表2-3-4参照)

A

【特記事項】

- ・23年夏植用さとうきび原原種の顧客満足度が低かった理由は、沖縄農場が配布した原原種にメイチュウ食害痕原原種が一部に混入したためであるが、沖縄農場における連続した台風の接近及び直撃の影響により適期の防除作業ができなかったことによるものであり、また、23年度春植用及び23年度夏植用の顧客満足度を平均すると4.0となることから、A評価とした。

◇クレームへの適切な対処

- S：適切に対処されており、かつ、特に優れた成果が得られた  
A：適切に対処されている  
B：一部に問題があった  
C：問題があった

	<p>D : 問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (クレームがない場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばれいしょ原原種の配布先からの22件のクレームに対して、本所と農場との連絡を密にし各農場に適時適切な指示を行うとともに、確認シートにより必要事項を確認しつつ丁寧に対処した結果、クレームの相手方の了解を得ることができた。 なお、さとうきび原原種についてはクレームはなかった。 (表2-3-5参照)</li> </ul>	A
【中期計画】 キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。 【年度計画】 キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。	<p>◇不測時におけるばれいしょへの転換等による食料の増産のための支援体制の確保</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ6.4t、予備貯蔵終了後そば28.6tの備蓄を行った。</li> </ul>	A
【中期計画】 ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行うことにより、新品種の開発・普及を支援する。 【年度計画】 ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行う。	<p>◇試験研究機関等との情報交換及び育種、栽培技術開発等に必要な調査用種苗の提供</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。 また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗の提供を以下のとおり行った。 23年秋植用ばれいしょ : 912kg 24年春植用ばれいしょ : 11,927kg 24年春植用さとうきび : 700本</li> <li>・ばれいしょ加工適性研究会に出席し、普及が見込まれる有望系統の情報収集に努めた。</li> </ul> <p>◇試験研究機関等との連携による母本の早期無毒化等</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 ばれいしょ : 無病化8系統、増殖特性確認13系統 さとうきび : 無病化15系統、増殖特性確認31系統</li> </ul>	A
【中期計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。 【年度計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。	<p>◇実需者ニーズに対応した小粒種いもの供給及び省力的な配布</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けによりコナフブキの小粒(40g～60g)129袋を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について266t(13,294袋相当)を配布した。</li> <li>・全粒植えに適した小粒種いもの安定的生産方法について、前年度に引き続きジベレリン処理による小粒種いも(30g～90g)の増収効果の検証を行った。その結果、塊茎へのジベレリン処理濃度10ppmにおいて最も効率的な増収効果が確認された。また、特性への影響については、切断後に処理した区で茎葉の徒長や塊茎の形に影響が見られたが、切断前の処理区では生育や特性に影響は見られなかった。</li> </ul>	A

<p><b>【中期計画】</b> コ 原原種生産担当者による業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施により、原原種生産担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p><b>【年度計画】</b> コ 原原種生産担当者会議を開催し、品質向上、生産コスト低減等に関する検討を行うとともに、研修計画に基づいて専門技術研修を行う。</p>	<p>◇原原種生産担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ・担当者会議及びミニチューバー生産現地検討会を開催し、ばれいしょ生産コストの低減方策、変異確認システムの課題、ミニチューバー生産体制の見直し等について検討を行った。 ・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修（ばれいしょ）を実施し、研修成果の検証としてジャガイモシステムセンチュウ検診技術に関する技量の確認を行った。 ・ジャガイモシステムセンチュウ同定の専門家養成のため、（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの技術講習へ2名を派遣した。 ・重要病害虫に対する危機管理体制を強化するため、ジャガイモシステムセンチュウ発生模擬訓練を実施した。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> サ ばれいしょ及びさとうきびの生産の振興及び適正な流通に資するため、原原種生産配布業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p><b>【年度計画】</b> サ 農林水産省に原原種の配布実績等について定期的に報告するとともに、当該作物に係る各地域の情報を収集し、隨時提供する。</p>	<p>◇原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見について隨時農林水産省に報告した。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p> <p><b>【年度計画】</b> (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p>	<p>◇災害対策用そば種子の生産及び予備貯蔵 指標＝当該年度におけるそばの予備貯蔵量 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ・災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、15.7tの予備貯蔵を行った。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。</p> <p><b>【年度計画】</b> イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。</p>	<p>◇災害対策用そば種子の都道府県への配布 S：要請に的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた A：要請に的確に対応した B：要請に概ね的確に対応した C：問題あり D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b> ・北海道からの配布申請に基づき、災害対策用そば種子7.1tの配布を行った。</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。</p> <p><b>【年度計画】</b> イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。</p>	<p>◇早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布 S：的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた A：的確に対応した B：概ね的確に対応した C：問題あり D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (要請、必要性がない場合は規定の整備に関してのみ評価を行う。)</p> <p><b>【事業報告】</b> ・要請はなかった。</p>	-

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第2-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究	<p>○調査研究業務の質の向上 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 5点以上 B : 0~4点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 7 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 5 × 1 = 5点 評価Bの小項目数: 2 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 5点</p>	A
【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア DNA分析による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大するため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。 【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア 試験研究機関等が開発したDNAマーカーやDNA品種識別技術に関する情報を収集し、実用化に向けての課題を整理する。また、ナシ、オウトウ及び茶のDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを改訂しセンター内での妥当性確認を行う。	<p>△DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・DNA分析による品種類似性試験の対象植物を拡大するため、コショウランのゲノム解析に関する文献から情報を収集し、50種類のプライマーを作成しDNA增幅断片が得られるか調査した結果、48種類のプライマーで增幅が確認された。また、きのこ類について文献の情報を収集したが、実用化までには更なる研究が必要であることが分かった。</p> <p>△DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・茶及びおうとうの品種識別マニュアルについて、再現性を高めるため開発者と試験条件について調整を行った。茶については、調整後の条件により試験室内妥当性確認を行い、種苗管理センターで実施する際のマニュアルとして改訂した。 また、ナシについては、開発者が新たなマーカーの開発を進めていることから、開発終了後に取り組むこととした。</p>	B
【中期計画】 イ 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。 【年度計画】 イ 茶加工品(製茶)のDNA品種識別技術の導入のための実証試験を行う。	<p>△農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・品種があらかじめ分かっている市販製茶4品種を入手し、妥当性が確認された茶の品種識別マニュアルにより実証試験を実施した。この結果、DNA抽出、PCR増幅及び制限酵素処理による泳動パターンに問題がなかったことから、茶加工品(製茶)を品種類似性試験に導入することとした。</p>	A
【中期計画】 (2)国際的な種子流通の活性化にに対応した種子伝染性病害の検査技術の確立 エンドウモザイク病等の重要な種子伝染性病害(3病害程度)について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化する。 【年度計画】 (2)国際的な種子流通の活性化にに対応した種子伝染性病害の検査技術の確立	<p>△種子伝染性病害の検査法の実用化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・エンドウモザイク病について、自然感染種子を用いてISTA法により病原ウイルス(PSbMV)の検出を行った結果、推定汚染率1%の種子集団を検出可能であることが実証された。(依頼検査項目に追加)</p>	A

<p>エンドウモザイク病種子検査法の導入のための実証試験を行う。また、ウリ科果実汚斑細菌病の種子検査法について、台湾国立中興大学との間で、双方が構築した技術の実証試験を共同で行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウリ科果実汚斑細菌病について、種苗管理センター及び台湾国立中興大学双方で開発したPCRプライマーを用いて病原細菌（A a c）の検出限界の比較調査を行った。この結果、種苗管理センターのプライマーは中興大学に比べていのうの菌株でも検出限界が高く、A a c の検出には種苗管理センターのプライマーが適することを確認した。</li> </ul>
<p><b>【中期計画】</b>  <b>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</b>  <b>ア ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発する。</b></p> <p><b>【年度計画】</b>  <b>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</b>  <b>ア ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術の高度化及び器内培養苗の効率的培養に関する調査並びにさとうきび側枝苗生産の増殖率の向上及び側枝苗の栽植密度に関する調査を行う。</b></p>	<p>◇種苗生産のコスト低減に係る技術の開発  S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A : 順調に進んでいる  B : 概ね順調に進んでいる  C : 不十分又は問題あり  D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について、現行のバーミキュライト培地厚約3cm区（給液2回／日）と培地厚約1cm区（給液6回／日）における収穫時間と塊茎の増殖率の比較試験を行った。この結果、バーミキュライト培地厚約1cm区では塊茎を見つけやすく、塊茎1個（10g以上）当たりの収穫に要する時間を現行区に比べ2割程度低減することができた。また、増殖率はデジマで現行区の1.2倍、男爵薯で1.3倍であった。</li> <li>器内培養苗の増殖効率の低下を招いている茎葉のカルス症状と苗頂部壊死について、その原因調査を温度条件（18°C、23°C、28°Cの3処理区）を変えて実施した。この結果、18°C区では、カルス症状については供試した12品種中10品種において発生が見られず、苗頂部壊死については発生が見られなかった。また、通気条件（マヨネーズ瓶の通気孔なし、孔径7mm、孔径18mmの3処理区）を変えて苗頂部壊死について調査した結果、孔径18mm区で発生を抑制できた。</li> <li>さとうきび側枝苗生産における3次以降の側枝苗の安定生産条件を検討するため、母木上部の切断面をパラフィン等で覆い、母木からの水分蒸散を抑えて母木上部の切り口からの枯死を防ぐ試験区及び土壤改良材を用い挿し床からの水分蒸散を抑えて母木への水分供給を安定化させた試験区を設け、側枝発生率の比較を行った。初年度目として、1次側枝を切除し、2次側枝の発生を促した。</li> <li>側枝苗の最適な栽植密度を検討するため、株間15cm、25cm、35cmの3区を設け、分けつ数の比較調査を行った。初年度目で初期分けつの状態であり、いずれの試験区においても分けつ数に明確な差異は見られなかった。</li> </ul> </p>
<p><b>【中期計画】</b>  <b>イ ジャガイモYモザイク病欧洲型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用化するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確立する。</b></p> <p><b>【年度計画】</b>  <b>イ ジャガイモYウイルス欧洲型えそ系統の系統判別手法、ポテトスピンドルチューバーウイロイド（PSTVd）の検定手法の実用化に関する調査を行うとともに、輪腐病の病いもの作成を行う。</b></p>	<p>◇ばれいしょ病害検定手法の実用化  S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A : 順調に進んでいる  B : 概ね順調に進んでいる  C : 不十分又は問題あり  D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ジャガイモYウイルス欧洲型えそ系統（Eu-PVY<sup>NTN</sup>）の感染実態を把握するため、原原種ほ場（北海道中央農場）、原種ほ場（大樹町と美瑛町）及び一般ほ場（北広島市）においてPVYの病徵の見られる罹病株から採葉し、マルチプレックスPCR手法を用いて系統判別を行った。この結果、Eu-PVY<sup>NTN</sup>、NA-PVY<sup>N</sup>（北米型）、PVY<sup>O</sup>（普通系統）の3系統を識別することができ、品種間差異はあるもののEu-PVY<sup>NTN</sup>の罹病率は高く、PVY<sup>O</sup>の罹病率は低かった。</li> <li>ポテトスピンドルチューバーウイロイド（PSTVd）について、ばれいしょ塊茎とトマト種子からPSTVdを検出する際の試料作出法の検討とRNA抽出キットの選定を行った。この結果、ばれいしょについては、凍結した塊茎を乳鉢で摩碎して試料を作出する方法、抽出キットはTRIzol Reagentが最適であった。トマト種子については、液体窒素に浸漬した種子を破碎機で破碎して試料を作出する方法、抽出キットはPure Link RNA Mini kitが最適であった。</li> <li>輪腐病について、（独）農業生物資源研究所のジーンバンクから入手した2菌株を供試し、罹病塊茎の作出を試みた。この結果、収穫したいずれの塊茎からも輪腐病菌は検出されなかった。今後は、調査研究評価委員会の指摘を踏まえ、接種方法・時期を再検討し、引き続き罹病塊茎の作出を試みることとした。</li> </ul> </p>
<p><b>【中期計画】</b>  <b>(4) 調査研究能力の向上</b>  <b>調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。</b></p> <p><b>【年度計画】</b>  <b>(4) 調査研究能力の向上</b>  <b>調査研究実施者による検討会を開催するとともに、調査研究課題に関連する研究会、シンポジウム等へ参加する。</b></p>	<p>◇調査研究実施者の調査研究能力の向上  S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A : 順調に進んでいる  B : 概ね順調に進んでいる  C : 不十分又は問題あり  D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催するとともに、沖縄県において沖縄蔗作研究協会により開催された「サトウキビ試験成績発表会」等に参加し、さとうきびの有望系統等について関係者と情報交換を行った。</li> </ul> </p>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第2-5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導	<p>○種苗に係る情報の提供等 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 5点以上 B : 0点~4点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 7 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 7 × 1 = 7点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 7点</p>	A
【中期計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。 【年度計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。	<p>△品種登録出願者等に対する情報提供 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験の概要を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報の更新及び一部画像化を行った。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。</p>	A
【中期計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。 【年度計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、入手先や特性概要等の情報提供を行う。	<p>△6次産業化を推進するための情報提供 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 6次産業化の促進に向けた在来品種の活用に関する相談6件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。このうち1件の相談に関しては、現地指導を行った。 (表2-1-12参照) - 農林水産省が主催するアグリビジネス創出フェア2011において、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、種苗管理センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全ての品種を展示するとともに、在来品種の6次産業化への活用事例の紹介やリファレンスコレクション等に関する情報提供を206名の来場者に対して行った。</p>	A
【中期計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。 【年度計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。	<p>△種苗業者に対する情報提供及び技術指導 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 依頼検査を開始したエンドウモザイク病の検査方法を種苗管理センターのホームページに掲載した。 - 種苗業者団体の要請により研修会に講師を派遣し、発芽検査の方法について出席者16名に対し講義及び実習を行った。</p>	A
【中期計画】 (4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の	<p>△ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p>	A

技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。

【年度計画】

(4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。

- A : 順調に進んでいる
- B : 概ね順調に進んでいる
- C : 不十分又は問題あり
- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・種苗管理センターのホームページに以下の事項を引き続き掲載し、内容を更新した。
    - 新品種紹介パンフレット
    - ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴
    - 種ばれいしょの検定結果
    - シストセンチュウ検診結果
    - P M T V 土壤調査結果
  - ・配布先調査や各地で開催された講習会等において、原原種生産における病害検定技術等について指導を行った。
 

また、農林水産省及び種苗管理センター主催でジャガイモストセンチュウ抵抗品種の普及のためのイベント「ポテト・アクションin北海道」を開催したほか、ばれいしょ及びさとうきびの種子生産に関する地域の各種協議会等に参加し、健全無病な原原種の生産・配布を中心とした種苗管理センター業務のPRに努めた。
  - ・24春植用さとうきびについて、種苗の不足を補うため、沖縄県が行う製糖用さとうきびの春植用種苗としての転用に際し、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを作成配布した。
- (第2-3-(1)ーA参照)

【中期計画】

(5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。

【年度計画】

(5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。

◇調査研究成果の情報提供

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

- A : 順調に進んでいる

- B : 概ね順調に進んでいる

- C : 不十分又は問題あり

- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

A

【業務報告】

- ・調査研究成果を、「DNA多型」等の学会誌等に掲載したほか、果樹バイテク研究会等で発表した。  
(表2-5-1参照)
- ・平成23年度調査研究実績報告を作成し、そのうち重点調査研究課題の成果についてホームページに概要を掲載した。

【中期計画】

(6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受け入れ及び研修を実施する。

【年度計画】

(6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、JICA集団研修「国際的に調和された植物品種保護制度」コース等への協力をを行う。

◇外国からの専門家派遣要請に基づく職員の派遣等

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

- A : 順調に進んでいる

- B : 概ね順調に進んでいる

- C : 不十分又は問題あり

- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

A

【事業報告】

- ・JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家等として延べ6名の職員を派遣した。また、台湾農業委員会からの要請に基づき、現地での国際品種保護シンポジウムに職員を派遣し講演を行った。  
(表2-5-2及び3参照)

A

◇海外研修員の受け入れ及び研修の実施

- S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

- A : 順調に進んでいる

- B : 概ね順調に進んでいる

- C : 不十分又は問題あり

- D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

- ・JICAからの要請に基づき、国別研修や集団研修を実施し、延べ24名の研修員を受け入れた。その他、要請に基づき取材及び視察等に11名を受け入れた。  
(表2-5-4及び5参照)

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第2-6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖	<p>○遺伝資源業務の質の向上 指標=各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 4点以上 B : 0 ~ 3点 C : 0点以下</p> <p>小項目数: 5 (うち、評価対象外 1項目) 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 4 × 1 = 4点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 4点</p>	A
【中期計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、気象災害等による保存植物の滅失を防ぐため、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、保存体制の強化を図る。	<p>△植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価等の実施 S : 適正に行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A : 適正に行われている B : 概ね適正に行われている C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 平成23年度農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体11種157点の受入れを行い、植物遺伝資源の保存11,301点、種子再増殖816点、特性調査点20,054点、小麦播性調査3,000点を実施した。また、植物遺伝資源を7件15点配布した。 (表2-6-1参照)</p>	A
【年度計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、重要度の高い植物について、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、二重保存を行	<p>△重要度の高い植物の保存体制の強化 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 減失のおそれのある品種や他のサブバンク等で保存していない品種12種1,061点について二重保存を実施した。</p>	A
【中期計画】 イ 遺伝資源保存業務担当者による遺伝資源保存業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家等からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアルの作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上を図る。 【年度計画】 イ 遺伝資源担当者会議を開催し、遺伝資源保存業務遂行上の問題点の早期解決のための検討を行う。また、研修計画に基づき専門技術研修を実施するとともに、専門家等から意見を聴取し、2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成する。	<p>△遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 遺伝資源担当者会議を開催し、ほ場及び施設の保存能力等を踏まえた今後の保存体制、マニュアル作成計画等について検討を行った。 - どうがらし及びあわの2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成した。作成に当たり、どうがらしについてはアドバイザーを招へいして現地検討会を開催し、栽培及び特性調査方法について技術向上を図った。</p>	A
【中期計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。 【年度計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。	<p>△委託に基づく海外から導入するばれいしょの無毒化事業の実施 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 要請はなかった。</p>	-

<p>【中期計画】</p> <p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p> <p>生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組</p> <p>農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。</p>	<p>◇農林水産省からの要請に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等への職員の派遣</p> <p>S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A : 順調に進んでいる</p> <p>B : 概ね順調に進んでいる</p> <p>C : 不十分又は問題あり</p> <p>D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省からの要請に基づき、6月にカナダで開催された名古屋議定書第1回政府間委員会に職員を派遣した。</li> </ul>	<p>A</p>
---	--	----------

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
 2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【中期計画】</p> <p>1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略)</p> <p>2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略)</p> <p>3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)</p> <p>【年度計画】</p> <p>1 予算 平成23年度予算 (略)</p> <p>2 収支計画 平成23年度収支計画 (略)</p> <p>3 資金計画 平成23年度資金計画 (略)</p>	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 S：取組は十分であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：取組は十分であった B：取組はやや不十分であった C：取組は不十分であった D：取組は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ※本指標の評価に当たっては中期計画に定める「(4)効率化による経費の削減」の評価結果に十分配慮するものとする。</p> <p>【事業報告】 支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。 また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行った。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高めて効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用により出張旅費の節減に努めた。 ・施設整備費補助金による工事2件及び運営費交付金で施工した改修工事2件について、全て自主施工とした。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 (表3-1～4参照)</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b> <b>【中期計画】</b> 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略) <b>【年度計画】</b> 1 予算 平成23年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度資金計画 (略)	○法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) S : 効果的な資金の配分は十分であり、かつ、優れた成果が得られた A : 効果的な資金の配分は十分であった B : 効果的な資金の配分はやや不十分であった C : 効果的な資金の配分は不十分であった D : 効果的な資金の配分は不十分あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった  <b>【事業報告】</b> - 事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成した。 また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分した。	A

注 : 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
 2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 短期借入金の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延又は 自己都合退職等による退職手当の不 足。</p>	<p>◎短期借入金の借入に至った理由等 S : 借入に至った理由等は適切であり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 借入に至った理由等は適切であった B : 借入に至った理由等はやや不適切であった C : 借入に至った理由等は不適切であった D : 借入に至った理由等は不適切であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営 にあつた (借入がなかった場合は本項目の評価は行わない)</p> <p>【事業報告】 ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>	一

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>【中期計画】 ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p> <p>【年度計画】 ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p>	<p>◎不要財産の処分等に関する計画 指標＝八岳農場における不要施設の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の施設の処分については、不要施設となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復（更地）することとなっている。 このため、原則どおり原状回復した場合に要する経費と原状回復を実施しないまま借地保有者との随意契約により不要資産を売却する場合を比較する等、経済的で合理的な資産処分の検討を開始したが、借地保有者に対して不要財産の売却価格及び売却条件を具体的かつ適切に提案するまでには至らなかった。 よって、引き続き24年度において国への返納を含め検討することとした。 (第1-5-(4)参照)</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>【中期計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65m<sup>2</sup>）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p> <p>【年度計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65m<sup>2</sup>）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p>	<p>◎重要な財産の譲渡等の計画 指標＝金谷農場牧之原分室跡地の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・金谷農場牧之原分室跡地について売却方法を再検討するため、当該跡地と幹線道路との間の土地の所有者である静岡財務事務所の担当者と当該跡地との一体的な売却が可能かどうか事務打合せを行ったところ、25年度以降に売却に要する分筆・測量予算を計上することを検討することであった。 また、牧之原市役所の担当者と公用・公共用の取得の可能性について再度事務打合せを行ったが、同市の買収希望はなかった。 よって、24年度においても引き続き静岡財務事務所及び牧之原市役所の担当者と連携を図りつつ、適正な価格での売却に向けて検討することとした。</p> <p>【特記事項】 ・牧之原分室跡地の地目は宅地と畠であるが、当該跡地は幹線道路に面しておらず、かつ、近隣の土地が茶園であることから、一般競争入札では畠並みの評価価格となり、経済合理的な価格での売却のためには幹線道路との間の静岡財務事務所が所有する土地との一体的な売却を待つ必要があることから、売却には至っていないが△評価とした。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<b>第7 剰余金の使途</b> <b>【中期計画】</b> 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。 <b>【年度計画】</b> 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。	◎ <b>剰余金の使途</b> S : 得られた成果は充分であり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 得られた成果は充分であった B : 得られた成果はやや不充分であった C : 得られた成果は不充分であった D : 得られた成果は不充分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあつた (中期計画に定めた剰余金の使途に当てた年度のみ評価を行う) <b>【事業報告】</b> ・目的積立金の該当なし。	一

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>【中期計画】</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)</p> <p>【年度計画】</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>2 3年度計画 (施設整備費補助金及び金谷農場牧之原分室売却収入) ・網室改修(胆振・後志)等</p>	<p>○施設及び設備に関する計画（中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果） S : 改善の成果は十分であり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 改善の成果は十分であった B : 改善の成果はやや不十分であった C : 改善の成果は不十分であった D : 改善の成果は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・胆振農場及び後志分場における網室改修工事の実施により、業務の一層の効率化と配布種苗の品質向上を図った。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価単位ごとの評価シート

(○中項目、△小項目)

評価項目	達成状況	評価
第8-2 職員の人事に関する計画	<p>○職員の人事に関する計画 指標=各中項目の評価点数の合計</p> <p>各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 2点、A評価: 1点、B評価: 0点、C評価: -1点、D評価: -2点</p> <p>A : 2点以上 B : 0 ~ 1点 C : 0点未満</p> <p>小項目数: 3 評価Sの小項目数: 0 × 2 = 0点 評価Aの小項目数: 3 × 1 = 3点 評価Bの小項目数: 0 × 0 = 0点 評価Cの小項目数: 0 × -1 = 0点 評価Dの小項目数: 0 × -2 = 0点 合計: 3点</p>	A
【中期計画】 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進め る。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 【年度計画】 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進め る。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。	<p>△職員の人事に関する方針 指標=人員の適正配置、必要な人員の確保状況 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 管理部門について、本所と農場の事務分担の見直しを含め効率化を一層推進し、北海道中央農場管理課及び鹿児島農場会計係を廃止する一方、契約、資産業務についての専門事項に対応するため管理部会計課に経理専門役を新設するとともに、労務管理及び人事管理事務の強化のため同部総務課の労務専門役を課長補佐に振り替えた。なお、管理部門では2名を削減した。 - 業務部門について、要員の合理化に努める一方、病害検査の実施体制を強化するため病害検査室を新設した。なお、業務部門では2名を削減した。</p>	A
【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人 【年度計画】 (2) 人件費及び人員に関する指標 年度末の常勤職員数は、年度当初の職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 年度当初の常勤職員数 302人	<p>△人件費及び人員に関する指標 指標=23年度の人件費及び年度末の常勤職員数 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、23年度の改定分△0.23%を含めると基準年度（17年度）比で6.0%の削減を行った。なお、23年度改定分については、国家公務員においては24年3月分の給与から適用され、残り11ヶ月分は24年度6月期の期末勤勉手当で調整されており、種苗管理センターにおいても24年度において対応することとして労使交渉中である。 (第1-5-(2) 参照) - 人員については、期末の常勤職員数は期初の302人に対して298人(1.3%減)と4名削減した。</p>	A
【中期計画】 (3) 人材の確保・養成 ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。 イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。 ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るために研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。 エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多	<p>△人材の確保・養成状況 指標=職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況 S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 - 種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から1名を採用した。 - 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及びその出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入17名、転出22名の人事交流を行った。 - 「種苗管理センター職員研修規程」に基づき23年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に</p>	A

大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

【年度計画】

(3) 人材の確保・養成

ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。

イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。

ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。

エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

研修を実施した。

特に会計職員を財務省会計センターが実施する研修に参加させ資質の向上を図った。

・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、10月から「新たな人事評価制度」を本格実施し、24年度以降において一般職員等について役員と同様に業務実績評価を職員給与へ反映させるべく体制を整備した。  
(第1-5-(2)参照)

・「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、社会的評価を高めた事例及び業務の推進に有益な考案を行った事例について、農場からの提出案件について検討を行ったが表彰までには至らなかった。

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。

2 適宜補足資料を添付する。

## 評価シート付表一覧

表1-1-1 UPOVが開催する会議への職員の派遣実績

組織名	国際会議名	派遣人数	開催地	開催時期
UPOV	TWA (農作物技術作業部会)	1	ブラジル	5月13~23日
	TWV (野菜技術作業部会)	1	アメリカ	7月23~31日
	TWO (観賞植物及び林木技術作業部会)	19	日本 (福山)	11月 5~12日
	TWF (果樹技術作業部会)	9	日本 (呉)	11月13~18日
	BMT (生化学及び分子生物技術作業部会)	1	メキシコ	11月19~26日
計		31		

表1-1-2 UPOV同盟国からの専門家の受入実績

機関名	担当専門家	実施農場	調査対象植物	受入れ期間
CPVO	Ms. Laetitia Mr. Henk	西日本農場	ばら	11月14~15日

表1-1-3 栽培試験終了後の平均報告日数

	平成22年度	23年度
平均報告日数	89日	88日

注: 平均報告日数は、当該年度に試験が終了したものについての

試験終了から農林水産省への報告までの平均日数である。

表1-1-4 品種情報データベース入力実績

	平成22年度	23年度	累計
品種情報(品種数)	1,882	3,109	51,996
保存品種情報(品種数)	1,408	1,230	15,078
栽培試験情報(件数)	158	96	1,911
種苗の入手先情報(件数)	4,141	4,284	72,280
定型情報データ(品種数)	762	830	20,207
画像情報(品種数)	610	603	8,944

注1: 品種情報とは、品種に関する基本データ(マスター情報)である。

注2: 保存品種情報とは、栽培試験に使用した対照品種等の保存場所、使用状況等の情報である。

注3: 栽培試験情報とは、栽培試験の実施方法等の情報である。

注4: 種苗の入手先情報とは、種苗提供元の住所、氏名、連絡先である。

注5: 定型情報データとは、栽培試験を行った品種の特性データである。

注6: 画像情報とは、種苗の写真を入力した品種のデータである。

表1-1-5 栽培試験委託の公募案件数等

	公募 案件数	植物種類	公募 品種数	委託 品種数	委託先
平成 22年度	4	えぞぎく種	5	0	応募なし
		ストック種	8	8	福岡県農業総合研究センター
		ひやくにちそう属	1	0	応募なし
		ピンカ属	9	9	(財)農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校
	該当なし	(コスモス種)	—	—	
計			23	17	
23年度	6	コスモス属	2	0	応募なし
		ストック種	3	0	応募なし
		ストック種	2	0	応募なし
		にちにちそう(旧ピンカ)属	2	2	福岡県農業総合研究センター
		稻種	8	2	福岡県農業総合研究センター
		おうごんかずら種	1	0	応募なし
	該当なし	(えぞぎく種)	—	—	
(ひやくにちそう属)			—	—	
計			18	4	

注：カッコ内の植物の種類は、公募対象としているが出願のなかったものである。

表1-1-6 品種保護Gメンの配置

	平成22年度	23年度
本所	7(3)	7(3)
北海道中央	2(2)	2(2)
上北	2(2)	2(2)
八岳	2(2)	2(2)
西日本	3(2)	3(2)
雲仙	2(2)	2(2)
沖縄	2(2)	2(2)
合計	7農場20(15)名	7農場20(15)名

注：カッコ内の数値は併任で内数である。

表1-3-1 種苗生産業務に要した経費及び単位当たり業務コスト

作物名	業務経費(千円)	単位当たり原原種生産コスト(円)	
		人件費	物件費
ばれいしょ	909,682 (99.2%)	680,196 (101.5%)	229,486 (93.1%)
さとうきび	153,384 (103.4%)	107,233 (98.9%)	46,151 (115.5%)

注1：業務経費には、原原種生産に係る直接的経費のほか、①原原種に至るまでの無病化から培養系母本、基本ほまでの増殖、②各段階での無病性を確保するための厳格な品質管理、③隔離ほ場における病害虫進入防止や輪作ほ場の維持などの種苗生産業務に要した全ての経費を含む。

注2：単位当たり業務コストは、業務経費から副産物収入及び保険金収入を差し引いて生産計画数量で除したものであり、ばれいしょは1袋(20kg)当たり、さとうきびは千本当たりのコストである。なお、ばれいしょの生産計画数量は、23年秋植用及び24年春植用の合計、さとうきびの生産計画数量は23年夏植用及び24年春植用の合計とした。

注3：業務経費及び単位当たり業務コストのカッコ内の数値は、対前年度比(%)である。

表1-3-2 余剰原原種及び規格外品の販売実績等

(単位:袋(20kg), 千円)

区分	平成21年度			22年度			23年度		
	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額
発生量	余剰	3,994	8.9	—	4,556	11.0	—	2,688	6.0
	規格外	40,758	91.1	—	36,949	89.0	—	41,904	94.0
	合計	44,752	100	—	41,505	100	—	44,592	100
販売量	原原種 (規格外のみ)	418	0.9	624	1,875	4.5	2,569	1,317	3.0
	一般種苗	5,845	13.1	5,864	17,109	41.2	18,960	8,442	18.9
	環境浄化用	5,077	11.3	5,631	2,393	5.8	2,554	3,036	6.8
	でん粉	27,271	60.9	4,231	12,472	30.3	2,682	26,735	60.0
	減耗・廃棄	6,141	13.7	—	7,656	18.5	—	5,062	11.4
合計		44,752	100.0	16,350	41,505	100.0	26,765	44,592	100.0
注1:環境浄化用は病害の発生リスクを低減させるため、原原種生産農場の周辺農家に配布しているものである。									
注2:減耗・廃棄量は発生量から販売量を差し引いて算出したものである。									

表1-5-1 経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円)

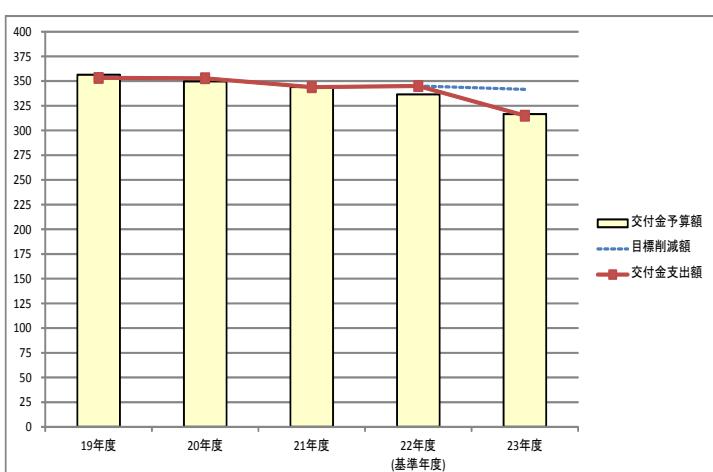
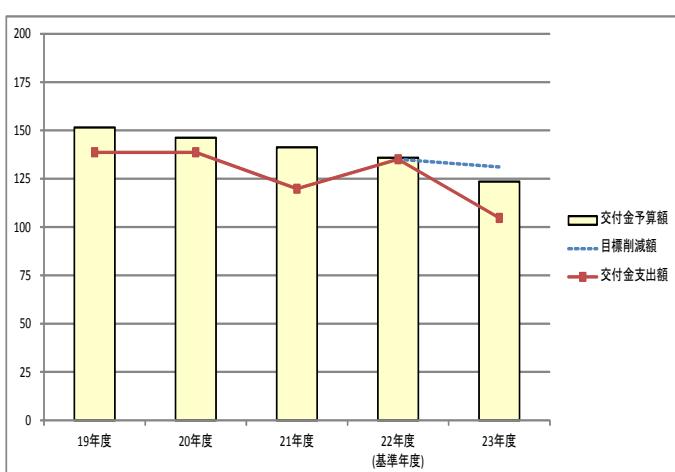
区分	平成19年度		20年度		21年度		22年度 (基準年度)		23年度		
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
一般管理費	予算額	356	96.9%	346	97.2%	337	97.4%	327	97.0%	308	94.3% (△5.7%)
	決算額	139	87.5%	139	100.0%	120	86.4%	135	112.7%	105	77.5% (△22.5%)
業務経費	予算額	295	98.9%	293	99.2%	291	99.4%	288	99.0%	280	97.3% (△2.7%)
	決算額	353	97.8%	353	99.9%	344	97.4%	345	100.3%	315	91.3% (△8.7%)

注1:予算の区分に従い作成した決算報告書によるものであり、人件費は含まない。また、自己収入に係る経費は除いてある。

注2:対前年度比欄のカッコ内の数値は、基準年度からの年平均削減率である。

注3:23年度の予算額及び決算額は、補正予算を除いてある。

(補正予算を含めた決算額の対前年度比は、一般管理費△22.0%、業務経費△5.9%である。)



一般管理費

業務経費

表1-5-2 総人件費改革の取組状況

(単位：百万円)

年 度	平成17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
給与、報酬等 支給総額	2,111	2,108	2,081	2,055	2,001	1,932	1,916
人件費削減率 (%)		△0.1	△1.4	△2.6	△5.2	△8.5	△9.2
人件費削減率 (補正值)(%)		△0.1	△2.1	△3.3	△3.5	△5.3	△6.0 (△5.8)

(注1) 給与、報酬等支給額には、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、非常勤役職員給与を含まない。

(注2) 「人件費削減率（補正值）」とは、行政改革の重要方針（17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定を除いた削減率である。なお、18年度、19年度、20年度、21年度、22年度、23年度の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

(注3) 「人件費削減率（補正值）」の23年度人件費については、23年度の人事院勧告給与改定分△0.23%を含めた削減率であり、下段のカッコ内は改定分△0.23%を除いた削減率である。なお、国家公務員と同様に24年3月分の給与から改定分が適用されたとした削減率は△6.0%である。

表1-5-3 隨意契約見直し計画と対応状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		比較増△減		22年5月 見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
競争入札等	(74.6%) 47	(87.1%) 4.29	(78.3%) 54	(88.6%) 4.13	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.3	(△36.2%) △17	(△69.8%) △2.99	(87.3%) 55	(94.6%) 4.66
企画競争・公募	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08	(1.4%) 1	(1.7%) 0.08	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(△100%) △1	(△100%) △0.08	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08
競争性のある契約（小計）	(76.2%) 48	(88.7%) 4.37	(79.7%) 55	(90.3%) 4.21	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.30	(△37.5%) △18	(△70.3%) △3.07	(88.9%) 56	(96.2%) 4.74
競争性のない随意契約	(23.8%) 15	(11.3%) 0.56	(20.3%) 14	(9.7%) 0.45	(16.4%) 9	(4.7%) 0.24	(23.1%) 9	(23.3%) 0.39	(△40.0%) △6	(△29.3%) △0.16	(11.1%) 7	(3.8%) 0.19
合 計	(100%) 63	(100%) 4.92	(100%) 69	(100%) 4.66	(100%) 55	(100%) 4.87	(100%) 39	(100%) 1.69	(△38.1%) △24	(△65.7%) △3.23	(100%) 63	(100%) 4.92

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減欄は、平成23年度の対見直し計画年度（20年度）増△減及び伸率である。

表1-5-4 一者応札一者応募の主な要因

	契 約 件 名	主 な 要 因
一般競争入札	胆振農場ピートモス購入契約	産地が限られる等、納入条件が厳しかったため
	上北農場肥料購入契約	東日本大震災により取扱業者が限られたため
	嬬恋農場ミニチューバー重量選別機購入契約	取扱業者が少なかったため
	嬬恋農場遺伝資源パイプハウス防除装置設置業務契約	新規参入への取組が弱かったため
	北海道中央農場、後志分場、胆振、十勝農場電気供給契約 ※24年度実施	提供可能な業者が限られたため
	西日本農場電気供給契約 ※同上	提供可能な業者が限られたため
	雲仙農場電気供給契約 ※同上	提供可能な業者が限られたため
	北海道中央農場、後志分場、胆振農場肥料購入契約 ※同上	必要とする量と種類を確保できる業者が限られたため
	種苗管理センター一本所健康診断等業務契約 ※同上	検査項目が広範囲であり、全てに対応できる業者が限られたため

表2-1-1 栽培試験実施計画作成点数

単位：点数

	平成22年度	23年度
農林水産省からの通知点数（A）	727	874
栽培試験実施計画作成点数（B）	727	874
B/A × 100 (%)	100	100

注：委託契約で実施する点数を含む。

表2-1-2 栽培試験実施結果

単位：点数

	平成22年度	23年度
出願点数	1,013	1,117
資料調査点数	32	未定
栽培試験及び現地調査点数	981	未定
栽培試験実施目標点数	－	648
前年度計画栽培試験実施点数 A	529	481
栽培試験実施計画作成点数	727	874
栽培試験実施点数 B	213	185
次年度以降実施予定点数	514	667
委託試験 C	31(9県9機関、2法人、1民間)	12(5県7機関、2法人)
取下げ・遅延申請点数	89	69
当該年度栽培試験実施点数 (A + B + C)	－	678
目標値達成率	－	105%

注1：栽培試験実施計画作成点数には、次年度以降実施分も含む。

注2：当該年度栽培試験実施点数は、年度中に栽培に着手した点数である。

注3：栽培試験実施目標点数 = (22年度出願点数 - 資料調査点数) × 0.66

注4：22年度は第2期中期目標期間であり、目標点数等の考え方が異なることから目標点数等を「－」とした。

表2-1-3 新たに栽培試験の対象とした植物の種類

植物種類名	平成22年度	23年度
	アカリファ カメドリイフォリア種 アクティノツス ヘリアンシ種 アストランティア属 アレナリア モンタナ種 あわ種 エスキナントス属 オオバナノノコギリソウ カマエメルム ノビレ (ローマカミツレ) 種 しかくまめ種 しまおおたにわたり種 じゃのひげ種 ソリダゴ属 のじぎく種×きく種 ひえ種 ひめいわだれそう種×いわだれそう種 ベロニカ属 みつば種 ミューレンベッキア コンプレクサ種 ヤブラン属 るりはこべ (アナガリス モネリ) 種	アゲラタム属 エキナケア属 エリカ属 オリガヌム属 カラジウム属 キンバラリア ムラリス種 スコパリア属 すすき属 のこぎりそう属 ハイビスカス属 はとむぎ種 ピティロディア テルミナリス種 ブラキスコメ属 ペピーノ種 メカルドニア属 ローズマリー種 ローダンセマム属 われもこう種
計	20種類	18種類

表2-1-4 栽培・特性調査マニュアルの作成状況

経過	平成22年度		23年度	
	植物の種類	計	植物の種類	計
作成完了	カリブラコア ディアスキア ニューギニアインパチェンスグループ類	3	アスター(旧しおん) (改正) アフリカほうせんか アンゲロニア カラソコエ ブロスフェルディアナ バーベナ おうごんかずら けいとう すべりひゆ にちにちそう (旧ビンカ) ペラルゴニウム グランディフロラム	10
作成継続	アスター(旧しおん) (改正) アフリカほうせんか アンゲロニア エラチオールベゴニア きく (改正) カラソコエ ブロスフェルディアナ バーベナ ばら (改正) リモニウム (改正)	9	きく (改正) ばら (改正) リモニウム (改正) エラチオールベゴニア アンスリウム カンパニュラ 球根ベゴニア ケアノハス シュルレンベルゲラ ゼラニウム トルコギキょう ペチュニア メネシア レタス	14

注1:「カラソコエ ブロスフェルディアナ」は農林水産植物の区分名の変更に伴い、旧名「カラソコエ」から修正した。

表2-1-5 対照品種保管点数の実施状況

	新規収集		廃棄		累計	
	種類数	品種数	種類数	品種数	種類数	品種数
合 計	81 (85)	577 (459)	51 (51)	264 (697)	166 (164)	5,639 (5,322)
種 子	46 (61)	333 (343)	21 (23)	39 (63)	129 (128)	3,960 (3,666)
種 菌	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	115 (115)
栄養体種苗	38 (26)	244 (116)	31 (31)	225 (634)	51 (47)	1,564 (1,541)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成22年度実績である。

表2-1-6 種類別審査基準案の作成状況

経過	平成22年度		23年度		計
	植物の種類	計	植物の種類	計	
報告済み	オオシマコバンノキ属（ブライニア属）「オオシマコバンノキ」 キンバラリア ムラリス種「ツタガラクサ種」 ゴオデニア オウアタ種「ゴオデニア オウアタ」 セダム ブリト「セダム ブリト」 セダム コンフスム(マンネングサ)「セダム コンフスム」 ディオニシア アレティオイデス種「ディオニシア アレティオイデス」 ディギタリス ドゥビア種「ディギタリス」 ネズミモチ種「ネズミモチ」 パドレア ダヴィディー(フサフジウツギ)「フサフジウツギ種」 ヒメツルソバ種「ヒメツルソバ」 マルコミア属「マルコミア マリティマ種」 マンネンロウ(ロスマリヌス オッフィキナリス(ローズマリー))「ローズマリー」 ユーホルビア ギュエングラ種「ユーホルビア グエングラ」	13	ペペロミア属（Peperomia Ruiz Pav.）「ペペロミア」 ペペロミア オブツシフォリア種「ペペロミア」 ペペロミア属（Peperomia pereskiiifolia (Jacq.) Kunth）「ペペロミア」 やぶこうじ(アルディシア ヤポニカ)「ヤブコウジ」 エレモフィラ属「エレモフィラ」 クニフオヒア属「クニフオヒア」 クモノスバンダイソウ属「クモノスバンダイソウ」 ケレウス ペルーウィアヌス属「ケレウス」 ニワナズナ属「ロブラリア」 ヤブデマリ「オオデマリ」 ユーコミス属「エウコミス」		11
検討継続	こまくさ属 ペペロミア属 ペペロミア オブツシフォリア種 やぶこうじ(アルディシア ヤポニカ)	4	こまくさ属 アラビドプシス属 イベリス属 オオシマカンスゲ ワスレナグサ属		5

※「 」内は特性調査分類報告書名

表2-1-7 出願品種の種子及び種菌の保存実績

	新規保管		返却・廃棄		累計	
	種類数	品種数	種類数	品種数	種類数	品種数
種子	39 (52)	170 (146)	0 (0)	0 (0)	197 (196)	4,530 (4,360)
種菌	5 (8)	8 (27)	0 (0)	0 (0)	18 (17)	331 (323)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成22年度実績である。

表2-1-8 栽培試験の継続が不可能となった品種の主な原因

植物種類	品種数	主な原因	対応
あじさい属	3	新芽の凍害	再試験
アレナリア モンタナ種	2	冬期の低温不足	再試験
イソトマ アキシラリス種	1	提出種苗の水切れ	再試験
カリブラコア属	3	根腐れ	再試験
クリサンセマム フルティキ ユローサ種×きく種(叢生でない、摘らないしない)	1	生育不良株の発生(同時に栽培した他の品種では類似の症状が見られないことから、品種固有の問題と考えられる。)	再試験
クレマチス属	1	対照品種の異品種混入	再試験
しば属	1	冬の休眠後の不萌芽(同時に栽培した他品種は萌芽していることから、品種固有の問題と考えられる。)	再試験
しば属(シバオサゾウムシ抵抗性)	1	シバオサゾウムシの確保数不足	再試験
デルヒニウム属	1	活着不良	再試験
はぼたん亜種	1	結球(原因不明)	再試験
ひまわり属	1	移植による根傷み	再試験
フリージア属	1	低温障害	再試験
ペチュニア属	1	活着不良	再試験
	1	風による株傷み	再試験
べにばなとけいそう種	1	未開花(出願者も栽培が難しいことから、品種固有の問題と考えられる。)	現地調査
ペピーノ種	1	高温障害	再試験
ほおずき属	1	台風による折損及び作型の不適	再試験
るりとうわた種	1	品種固有の問題及び提出種苗の用土の過湿	再試験
計	23		

表2-1-9 栽培試験担当者研修の実績

研修名	目的	期間	対象者	人数
初級専門技術研修	品種保護制度についての専門的知識を付与し、栽培試験に係る技術の向上を図る。	3日間 (9月5～7日)	栽培試験の業務経験が1年以上3年未満の職員	5
審査基準作成専門技術研修	審査基準作成に係る専門的知識を付与し、DUSテストに係る総合的能力の向上を図る。	10ヶ月 (6月～3月) うち集合研修は4日間 (9月26～29日) うち現地調査は2日間 (12月8～9日)	中堅職員	3
中級者専門技術研修	栽培試験実施責任者としてのDUSテストに係る総合的能力を付与する。	10ヶ月 (6月～3月) うち集合研修は2日間 (3月21～22日)	中堅職員	1

表2-1-10 Q &amp; A（よく寄せられる質問）掲載数

	追加項目数	追加した内容
第2期（平成18年～22年度）	29項目	記録書2、育種利用1、類似性3、先育成3 自家増殖5、業として1、仮保護1、従属品種3 先願1、権利範囲1、品種登録2、育成者権6
23年度	4項目	仮保護1、品種登録1、自家増殖1、表示1
累計	33項目	

表2-1-11 依頼に基づく講演の実績

	平成22年度	23年度
講演場所	18回	11回
参加者数	615名	306名

表2-1-12 相談件数

		平成22年度	23年度
育成者権の侵害に関する相談	食用作物	2	5
	工芸作物	1	2
	野菜	6	3
	果樹	2	5
	草花類	11	8
	鑑賞樹	1	2
	林木	0	0
	きのこ類	3	3
	合計	26	28
育成者権の活用に関する相談		76	92
新品種の保護・活用に関する相談（6次産業化の促進）		0	0
在来品種の活用に関する相談（6次産業化の推進）		0	6
合計		102	126

表2-1-13 品種類似性試験依頼件数

	平成22年度	23年度
特性比較	0	0
比較栽培	0	0
D N A分析	0	2
合計	0	2

表2-1-14 D N A分析が可能な種類

導入した年度	種類
第1期（平成15～17年度）	いぐさ、いちご
第2期（平成18～22年度）	とうとう、茶、白いんげんまめ、日本なし、小豆
23年度	—

表2-1-15 侵害状況記録及び寄託の実績

	草花	平成22年度	23年度
侵害状況記録	草花類	0	0
	果樹	0	0
	工芸作物	0	1
	きのこ類	1	2
	計	1	3
寄託	草花類	4 (4)	2 (2)
	工芸作物	0	6 (0)
	きのこ類	3 (2)	5 (2)
	計	7 (6)	13 (4)

注：カッコ内の数値は、寄託期間が更新されたもので内数である。

表2-1-16 登録品種DNAデータベースの作成実績

植物の種類	いちご	とうとう	茶	日本なし	小豆	計
第2期(平成18~22年度)	75品種	24品種	49品種	27品種	28品種	203品種
23年度	22品種	—	—	—	—	22品種
累計	97品種	24品種	49品種	27品種	28品種	225品種

表2-1-17 登録品種等の標本・DNAの保存数

		委託事業分			独自収集分		
		凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA	凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA
第2期 (平成20~22年度)	保存	1,779	1,144	136	357	160	6
	廃棄	465	420	21	0	0	0
23年度	保存	515	404	21	47	37	0
	廃棄	62	62	3	0	0	0
合計	保存	2,294	1,548	157	404	197	6
	廃棄	527	482	24	0	0	0
累計点数		1,767	1,066	133	404	197	6

注：累計点数（最終的な保管点数）は、合計の保存点数から廃棄点数を差し引いた点数である。

表2-1-18 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	研修名	対象植物	派遣人数	開催時期
マレーシア	第1回高度な栽培試験研修	トウガラシ	1	9月12~16日
韓国	アジア種子産業の発展に関する国際ワークショップ		1	10月9~20日
インドネシア	審査基準作成会合	パパイヤ、トウガラシ	1	2月20~22日
マレーシア	第2回高度な栽培試験研修	トウガラシ	1	2月29日~3月2日
シンガポール	審査基準作成会合	モカラ	1	3月7~9日
合計			5	

表2-1-19 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
短期専門研修	インドネシア・タイ・フィリピン等8ヶ国	16	10月11~21日
要人研修	カンボジア・インドネシア・ラオス	6	1月31日
合計		22	

表2-2-1 指定種苗の表示検査実績

	平成22年度		23年度	
	検査点数	不完全表示点数	検査点数	不完全表示点数
食用作物種子	14,571	23 ( 0.2%)	14,968	41 ( 0.3%)
花き種子	1,180	0 ( 0.0%)	1,499	13 ( 0.9%)
苗もの：食用作物	57	0 ( 0.0%)	17	0 ( 0.0%)
苗もの：花き	13	0 ( 0.0%)	5	0 ( 0.0%)
合計	15,821	23 ( 0.1%)	16,489	54 ( 0.3%)

表2-2-2 指定種苗の集取点数及び発芽検査実績

	平成22年度		23年度	
	集取点数	検査点数	集取点数	検査点数
前期	1,427	1,427(38)	1,443	1,443(57)
後期	1,600	1,600(39)	1,678	1,678(47)
合計	3,027	3,027(77)	3,121	3,121(104)

注1：カッコ内は表示発芽率に満たなかった点数である。

注2：前期は秋蒔き用、後期は春蒔き用の種子の検査である。

表2-2-3 指定種苗の病害検査実績

	平成22年度	23年度		
		前期	後期	合計
にんじん黒斑病	82(16)	45(8)	37(9)	82(17)
えんどう褐斑病・褐紋病	40(3)	43(5)	0(0)	43(5)
いんげんまめ炭そ病	56(0)	22(0)	35(1)	57(1)
ゆうがおつる割病	12(1)	0(0)	12(0)	12(0)
合計	190(20)	110(13)	84(10)	194(23)

注：カッコ内は罹病種子が認められた点数である。

表2-2-4 指定種苗の品種純度検査実績

平成22年度		23年度	
種類	検査点数	種類	検査点数
いんげんまめ	25(0)	えだまめ	20(0)
キャベツ	20(0)	おくら	10(0)
ねぎ(葉ねぎ)	10(0)	からしな	16(2)
セロリー	5(0)	ごぼう	5(0)
ブロッコリー	20(0)	だいこん	25(0)
在来なたね	15(1)	みつば	6(0)
ほうれんそう	15(0)	レタス(非結球)	10(0)
にんじん	17(0)	えんどう	15(検査中)
すいか	9(0)	きゅうり	15(検査中)
たまねぎ	15(0)	なす	15(検査中)
トマト	10(0)	レタス(結球)	20(検査中)
とうがらし	10(0)	ねぎ	15(検査中)
そらまめ	5(0)	—	—
アスパラガス	5(検査中)	—	—
合計	181(1)	合計	172(2)

注：カッコ内は「指定種苗の生産等に関する基準」に満たなかった点数である。

表2-2-5 指定種苗の遺伝子組換え種子の混入検査実績

	とうもろこし	
	遺伝子の種類	検査点数
平成22年度	C B H351及びB t 10	36(0)
23年度	C B H351及びB t 10	36(検査中)

注：カッコ内は遺伝子組換え種子の混入が認められた点数である。

表2-2-6 遺伝子組換え種子モニタリング実績

	とうもろこし		えだまめ	
	遺伝子の種類	検査点数	遺伝子の種類	検査点数
平成22年度	B t 11、E v e n t 176、G A21、M o n810、T 25	36(0)	R R S	12(0)
23年度	B t 11、E v e n t 176、G A21、M o n810、T 25	36(検査中)	R R S	12(検査中)

注：カッコ内は遺伝子組換え種子の混入が認められた点数である。

表2-2-7 I S T A 熟練度試験の結果（種子検査）

ROUND		検査の種類及び結果			
		純潔種子	発芽率	含水量	異種種子
11-1	ヒマワリ	A	A	/	A
	スイートピー	/	A	/	/
11-2 コムギ		A	A	A	A
11-3 アカクローバー		A	A	/	/

注：評価はA=5点、B=4点、C=3点 BMP (below minimum performance) = 0点の4段階である。

表2-2-8 依頼検査実績

	平成22年度		23年度	
	件数	点数	件数	点数
国内種子検査	110(1)	631(2)	127(0)	504(0)
国際種子検査	147(0)	344(0)	155(0)	321(0)
合 計	257(1)	975(2)	282(0)	825(0)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった点数である。

表2-2-9 依頼検査アンケート結果概要 (32社中24社から回答)

質問事項	回答						
検査項目の種類	十分	不十分	無回答	-			
	20(83%)	3(13%)	1(4%)				
種子伝染性病害の種類	十分	不十分	無回答	追加要望のあった種子伝染性病害			
	12(50%)	9(38%)	3(12%)	BFB*、 PSTVd**等			
新検査手数料	高い	やや高い	妥当	やや安い	安い	無回答	
	6(25%)	7(29%)	10(42%)	0(0%)	0(0%)	1(4%)	

注: 数値は回答社数、カッコ内は回答社数24社に対する比率である。

\*BFB: ウリ科果実汚斑細菌病 (スイカ、メロン、キュウリ)

\*\*PSTVd: ポテトスピンドルチューバーウイロイド (トマト)

表2-2-10 ECナショナルカタログ登録品種に係る検査実績

	平成22年度	23年度
記録の作成及びサンプルの保管検査	7業者13種類	6業者10種類
事後検定	7種類25品種	13種類66品種

表2-3-1 原原種の需要量と供給量

	原原種等 需要数量	原原種等生 産計画数量 A	原原種等 生産数量 B	生産計画 達成率 B/A	原原種等 申請数量 C	原原種等 配布数量 D	申請数量 充足率 D/C	販売価格 (円)
23年秋植用ばれいしょ 原原種 (袋(20kg))	2,760 (2,504)	2,815 (2,560)	2,909 (2,092)	103.3 (81.7)	2,826 (2,407)	2,826 (2,120)	100 (88.1)	1,800
24年春植用ばれいしょ 原原種 (袋(20kg))	65,858 (61,506)	68,434 (63,130)	72,009 (69,933)	105.2 (110.6)	67,512 (63,997)	67,402 (63,887)	99.8 (99.8)	1,800
24年秋植用ばれいしょ 原原種 (袋(20kg))	2,731 (2,760)	2,906 (2,815)	2,855 (2,909)	98.2 (103.3)	— (2,826)	— (2,826)	— (100)	1,800
23年夏植用さとうきび 原原種 (千本)	1,243 (1,212)	1,243 (1,212)	991 (1,217)	79.7 (100.4)	1,185 (1,325)	976 (1,217)	82.3 (91.8)	1,390
24年春植用さとうきび 原原種 (千本)	1,104 (1,012)	1,111 (1,012)	639 (993)	57.5 (98.1)	639 (993)	639 (993)	100.0 (100.0)	1,390
24年夏植用さとうきび 原原種 (千本)	1,177 (1,212)	1,184 (1,212)	— (991)	— (79.7)	— (1,185)	— (976)	— (82.3)	—

注1: ばれいしょ原原種申請数量及び配布数量には特別種苗及び年度を越えての追加申請配布分を含む。

注2: 24年秋植用ばれいしょ原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。

注3: 24夏植用さとうきび原原種は栽培中である。

注4: カッコ内は、前年度実績である。

表2-3-2 病害罹病率、萌芽率及び発芽率

	収穫直前の検定における病害罹病率(%)	配布した原原種の萌芽率及び発芽率(%)
23年秋植用ばれいしょ原原種	0.000	98.4
24年春植用ばれいしょ原原種	0.001	98.1
23年夏植用さとうきび原原種	0.000	95.2
24年春植用さとうきび原原種	0.000	99.0

注1：病害罹病率(%)及び萌芽率・発芽率は種苗管理センター全体での平均値である。

注2：24春植用さとうきび原原種については、沖縄農場は栽培中であるため、鹿児島農場のみの数値である。

表2-3-3 24年度改善計画における改善事項の例

作物名	改 善 事 項 の 例
ばれいしょ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原原種の規格基準の認識の齟齬をなくすため、規格外原原種の軽微な生理障害等の選別基準について、農場間及び取り扱い団体との事前確認を行う。</li> <li>原原種を選別終了後速やかに配布できるよう、契約方法を見直すなど配布までの事務処理の迅速化を図る。</li> </ul>
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> <li>新品種の早期の配布要望に対応するため、有望系統についての情報と需要量の適確な把握を行う。</li> <li>メイチュウ食害痕原原種の混入をなくすため、メイチュウの発生ピークを把握し適期防除に努めるほか、新規農薬の導入を検討するとともに、ほ場周辺の草刈り等環境対策に努める。</li> </ul>

表2-3-4 アンケート結果

農協等向アンケート				
	回答農協等数	送付農協等数	回収率	総合評価
春植用ばれいしょ	68 (71)	85 (83)	80.0% (85.5%)	4.0 (4.1)
秋植用ばれいしょ	18 (16)	20 (21)	90.0% (76.2%)	4.3 (2.9)
春植用さとうきび	41 (24)	42 (33)	97.6% (72.7%)	4.1 (4.4)
夏植用さとうきび	44 (27)	47 (36)	93.6% (75.0%)	3.9 (3.7)
全 体	171 (138)	194 (173)	88.1% (80.0%)	

注：カッコ内は平成22年度である。

表2-3-5 ばれいしょ原原種についての主なクレームの内容と対応

内 容	対 応
萎び症状の発生（3件）	・萎び症状の発生は収穫時の熟度不足と貯蔵中の消耗が原因であることを説明するとともに、発芽能力に支障がないものについては原原種としての使用をお願いし、発芽能力が低下していると思われるものについては代替品を配布した。
変形及び格外の混入（2件）	・変形及び格外の混入は選別不良等が原因であることを説明するとともに、規格及び価格を原原種から軽微な打撲等の規格外品に変更した。
秋期休眠異常の発生（2件）	・秋期休眠異常の発生は仮貯蔵中の温度上昇によるものであることを説明するとともに、貯蔵及び浴光管理時の留意点を伝え対応をお願いした。さらに、その後の状況について連絡を取り問題のないことを確認した。
花色及び草姿異常の発生（4件）	・花色及び草姿異常の発生原因は不明であり、種苗管理センターにおいて基本ほ、原原種ほでの抜取りを徹底している旨を説明するとともに、異常株の除去をお願いした。
塊茎肉色異常の発生（1件）	・塊茎肉色異常の発生は生理障害による色素生成異常の可能性があることを説明し、発症塊茎の除去をお願いした。
秋植用ばれいしょの発芽不良の発生（3件）	・発芽不良の発生原因は塊茎の熟度不足と貯蔵管理にある旨の説明を行うとともに、発症塊茎は初期生育の遅延を生じる可能性があることから除去をお願いし、発芽能力が低下していると思われるものについては代替品を配布した。

表2-5-1 調査研究成果の発表等

区 分	講演・論文等の名称	氏 名	学会・書誌等の名 称 及び掲載ページ
学会誌等に掲載された論文	QTL analysis for resistance to bacterial wilt ( <i>Burkholderia caryophylli</i> ) in carnation ( <i>Dianthus caryophyllus</i> ) using an SSR-based genetic linkage map	M. Yagi*, T. Kimura, T. Yamamoto*, S. Isobe*, S. Tabata* and T. Onozaki*	Molecular Breeding (in press)
	Cryopreservation of in vitro-grown shoot tips of carnation ( <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) by vitrification method using aluminium cryo-plates	Kentaro Sekizawa, Shin-ichi Yamamoto*, Tariq Rafique*, Kuniaki Fukui*, Takao Niino*	日本植物細胞分子生物学学会 Plant Biotechnology Vol 28, No. 4
	果樹類での種判別マーカーの開発	木村鉄也、寺上伸吾*、西谷千佳子*、丹羽優治、山本俊哉*	DNA多型 Vol 19: 71-74
学会での発表	種判別マーカーの開発と果樹類での利用	木村鉄也、寺上伸吾*、西谷千佳子*、丹羽優治、山本俊哉*	果樹バイテク研究会 (2011年7月)
	カーネーションの萎凋細菌病抵抗性育種に関する研究（第17報）系統85-11の有する抵抗性のQTL解析	八木雅史*、木村鉄也、山本俊哉*、磯部祥子*、田畠哲之*、小野崎 隆*	園芸学会
	カーネーションのSSRベース連鎖地図の作成	八木雅史*、木村鉄也、山本俊哉*、磯部祥子*、田畠哲之*、小野崎 隆*	園芸学研究第10巻 別(2) 510p
	ジベレリン処理によるバレイシヨ収量への効果	今村講平、鶴谷敏広、郷家一宏、佐藤満福、森元幸*	平成23年度日本育種学会・日本作物学会 北海道談話会会報 第52号
	バレイシヨの養液土耕におけるミニチューバーの収穫後の減耗防止方法	不破秀明、岩間和人*	平成23年度日本育種学会・日本作物学会 北海道談話会会報 第52号

注：氏名の\*印は、種苗管理センター以外の者である。

表2-5-2 JICAからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	派遣目的	派遣内容	派遣人数	開催時期
ベトナム	農作物制度運営能力向上プロジェクト	トウガラシDUSテスト研修等	2	8月20~26日
スリランカ	プロジェクト策定調査	野菜種子生産・認証システム	1	9月18~10月1日
ブルキナファソ	優良種子普及計画プロジェクト	8作物の重要病害の研修・指導	1	10月29~11月20日
ベトナム	農作物制度運営能力向上プロジェクト	トウガラシDUSテスト研修等	2	11月28~12月2日
計			6	

表2-5-3 その他の要請に基づく職員の海外派遣実績

案件	派遣先	派遣者	派遣期間
台湾植物品種保護国際シンポジウム等	台湾	本所栽培試験課長	3月3日~7日

表2-5-4 JICAからの要請に基づく研修の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
ベトナム国別研修「植物品種保護（PVP）2011年度」コース	ベトナム	8	6月8日~6月17日
集団研修「小農支援のための野菜栽培技術」コース	ラオス・ミャンマー・ネパール他	8	6月16日
集団研修「国際的に調和された植物品種保護制度」コース	インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム	6	8月21日~10月29日
ブルキナファソ国別研修「作物病理」コース	ブルキナファソ	2	9月13日~9月30日
合計		24	

表2-5-5 その他の要請に基づく研修等の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
韓国HD放送取材	韓国	2	7月27日~28日
フランスGEVES Director of the Cavallion Station視察	フランス	1	11月22日
台湾TSIPS副所長他視察	台湾	2	12月9日
台湾中興大学教授他共同研究打合せ	台湾	2	12月12~16日
韓国農村振興庁他視察	韓国	4	3月7日
合計		11	

表2-6-1 遺伝資源業務実施状況

		計画	実績	達成率
栄養体保存点数		11,299点 (11,148点)	11,301点 (11,144点)	100.0% (99.9%)
うち二重保存点数		—	1,061点 (1,202点)	—
種子再増殖点数		862点 (855点)	816点 (901点)	94.7% (105.4%)
特性調査	一次特性調査項目	18,359点 (18,271点)	17,827点 (18,523点)	97.1% (101.4%)
	二次特性調査項目	745点 (1,559点)	723点 (1,497点)	97.0% (96.0%)
	三次特性調査項目	1,615点 (1,795点)	1,504点 (1,734点)	93.1% (96.6%)
	計	20,719点 (21,625点)	20,054点 (21,754点)	96.8% (100.6%)
小麦播性調査		3,000点 (3,000点)	3,000点 (3,000点)	100.0% (100.0%)

注：カッコ内の数値は、前年度実績である。

表3-1 一括調達の実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名等
平成19	6	15,017	損害保険、パソコン等
20	6	54,748	損害保険、農薬肥料等
21	9	56,326	農薬肥料、コンテナ等
22	5	32,406	損害保険、パソコン等
23	6	30,891	損害保険、パソコン等

表3-2 中古農業機械使用導入実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
平成19	1	136	ディスクハロー
20	1	1,386	フォークリフト
21	1	168	プレハブ
22	1	1,554	フォークリフト
23	1	195	ハンマー型草刈機

表3-3 レンタル実績

年度	件 数	契約金額(千円)	機 器 名
平成19	21	4,701	フォークリフト、バックホー等
20	33	3,732	フォークリフト、バックホー等
21	16	4,247	フォークリフト、バックホー等
22	26	3,985	フォークリフト、バックホー等
23	18	2,806	フォークリフト、バックホー等

表3-4 管理換実績

機 械 名	引渡元	受入先	取得予想金額 (千円)
リバーシブルプラウ	八岳農場	嬬恋農場	935
ホイルトラクタ	八岳農場	嬬恋農場	683
ポテトハーベスター	八岳農場	嬬恋農場	4,172
ポテトハーベスター	八岳農場	嬬恋農場	120